３（４２） 排出量取引 ③超過削減量

- 削減義務期間の終了前においても、各年度において、削減義務量の一定割合を超える削減実績をあげた事業者は、その削減実績の売却が可能な仕組みとする。
- 「削減義務量の一定割合」は、年度ごとに、「基準排出量×削減義務率×削減義務期間の経過年数」で算定される。
- これにより、削減義務期間２年度目からの取引も可能となる。

(ｱ) 削減義務量を、削減計画期間の各年度に按分し、
その超過量については、計画期間2年度目からの移転も可能

削減計画期間の終了前でも、各年度、削減義務量の一定割合を超える削減実績をあげた事業者は、その削減実績の売却が可能な仕組みに

（例）基準排出量10,000ﾄﾝ/年、削減義務率▲17%の場合

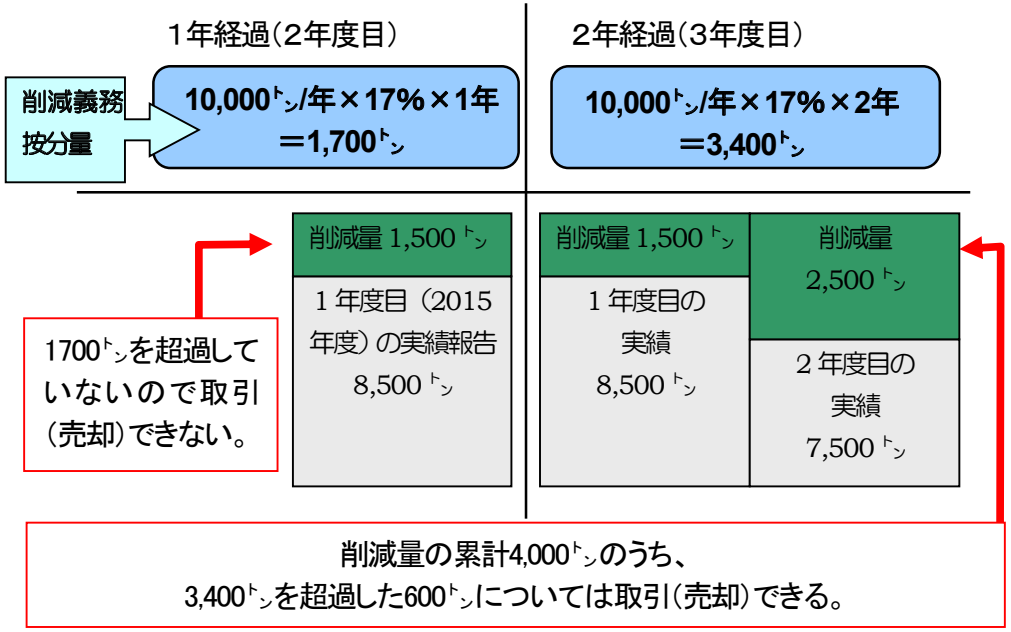

(ｲ) 売り手側は、基準排出量の1／2を超えない範囲の削減量について
売却可能

対策によらず排出量が大幅に減少した事業所が過大な削減量売却益を得ない仕組みに

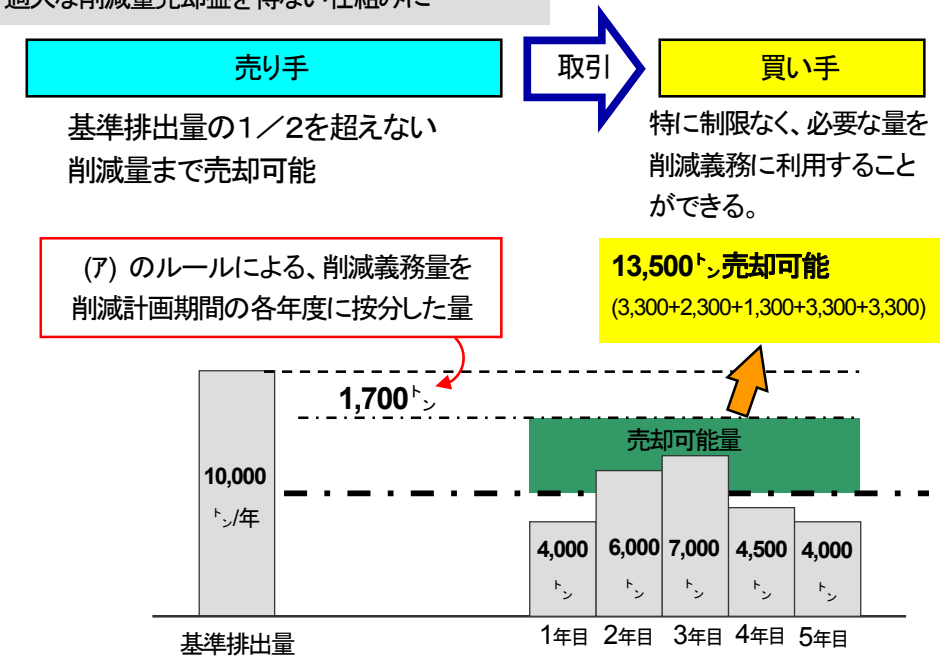

※その他ガス削減量がある場合の超過削減量の算定方法
排出量取引への利用はできないが、対象事業所自身の削減義務に優先的に充てることにより、CO_2削減量のうち、超過削減量として発行できる量を増加させることが可能

3（43） 排出量取引 ④都内中小クレジット（全体像）

●削減量の算定・検証手続の簡素化により、中小規模事業所の排出量取引への参加を促進する仕組み
●都が規定する認定基準一覧に基づき、高効率な設備機器への更新などを実施することで、都内中小規模事業所における自らの削減対策を促進

【要　件】

- 地球温暖化対策報告書（中小規模事業所が作成する報告書）を提出している事業所
- 事業所範囲は、原則として建物単位とし、テナント単位、区分所有者単位等建物の一部分とすることも可能（ただし、重複申請はできない）。

※中小規模事業所の設備更新権限を有する者又は当該権限を有する者から同意を得た者が申請できる。

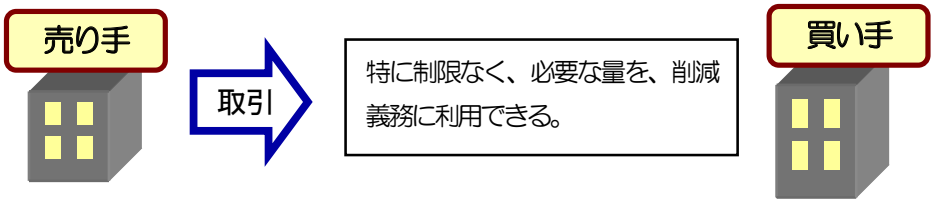

＜基準排出量の算定方法＞

○　削減対策の実施年度の直近3か年度（削減対策項目の実施年度を含まない直近3か年度）の中から、自ら選択した単年度を基準年度として、当該年度の特定温室効果ガス排出量の実績値を基準排出量とする。（算定基準は大規模事業所向けの特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインによる。）

＜削減量クレジットの発行可能期間＞

○　削減対策（2005 年度以降に工事が完了※したものに限る）の実施年度又はその翌年度から5年間

ただし、本制度において削減量を算定できる期間は 2010 年度以降となるため、2009 年度以前に工事が完了した削減対策の発行可能期間は、5 年間より短くなることがある。

※削減対策の実施年度とは、工事終了後に当該工事により改修された範囲の使用を開始した日の属する年度のことである。

■認定基準一覧（削減対策項目）

区分	削減対策項目	区分	削減対策項目
1.熱源・熱搬送設備	高効率熱源機器の導入(1.1)	3.照明・電気設備	高効率照明器具の導入(3.1)
	高効率冷却塔の導入(1.2)		高輝度型誘導灯の導入(3.2)
	高効率空調用ポンプの導入(1.3)		高効率変圧器の導入(3.3)
	空調用ポンプの変流量制御の導入(1.4)		照明の省エネ制御の導入(3.4)
2.空調・換気設備	高効率パッケージ形空調機の導入(2.1)	4.その他	高効率給湯システムの導入(4.1)
	高効率空調機の導入(2.2)		エレベーターの省エネ制御の導入(4.2)
	全熱交換器等の導入(2.3)		高効率コンプレッサーの導入(4.3)
	高効率空調・換気用ファンの導入(2.4)		その他の高効率ポンプ・ブロア・ファン等の導入(4.4)
	空調の省エネ制御の導入（2.5）		高効率冷凍冷蔵設備の導入(4.5)
	換気の省エネ制御の導入(2.6)		高効率工業炉の導入(4.6)
			高性能ガラス等の導入(4.7)

詳細は、都内中小クレジット算定ガイドラインをご参照ください。

■都内中小クレジットの算定方法（認定基準に規定する削減対策の実施による総量削減が原則）

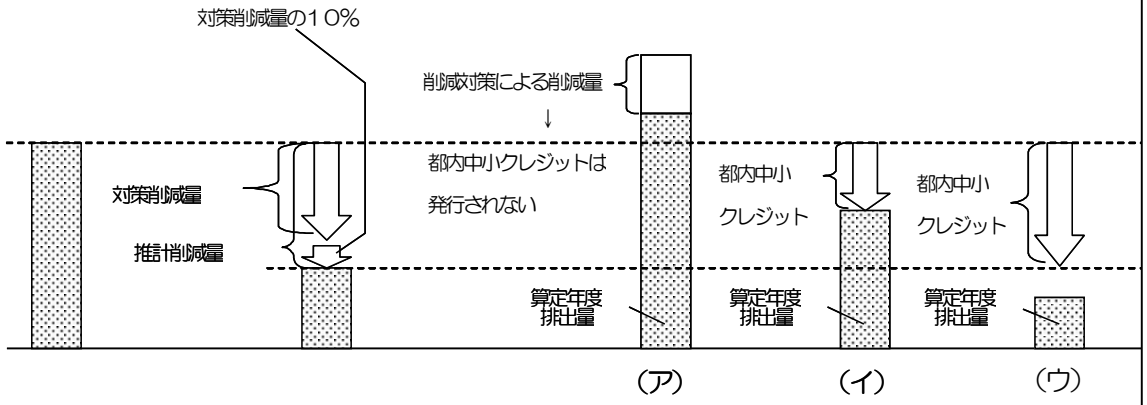

■都内中小クレジットの算定方法■

算定年度ごとに算定する、次に掲げる量のうち、いずれか小さい方の量とする。

ア　基準排出量から算定年度排出量を減じて得た量（算定年度削減量）

イ　削減対策項目ごとの削減量（対策削減量）を合計した量の10%増しした量（推計削減量）

■削減量の算定方法■

（ア）削減対策後に算定年度排出量が、基準排出量より増加している場合は、算定年度削減量がないので、**都内中小クレジットは発行されない（図中の（ア））**。

（イ）算定年度削減量が、推計削減量より小さい場合は、**算定年度削減量が、都内中小クレジットの量となる（図中の（イ））**。

（ウ）算定年度削減量が、推計削減量より大きい場合は、**推計削減量が、都内中小クレジットの量となる（図中の（ウ））**。

３（４４） 排出量取引 ⑤都内中小クレジット（手続の流れ）

●中小規模事業所の設備更新権限を有する者、又は当該権限者から同意を得た者が、都内中小クレジットに関する申請を行うことができる。
●申請する事業所の範囲は、原則建物単位。テナント単位等、建物の一部分の設定も可能
●削減量の認定は、毎年度申請することも、まとめて申請することも可能（申請に当たっては、登録検証機関による検証が必要）

１ 申請できる者

（１） 中小規模事業所の**設備更新権限を有する者**
（２） 当該権限を有する者から、申請者となり都内中小クレジットの発行を受けることについて**同意を得た者**

２ 事業所の範囲の考え方

（１） 原則、建物単位

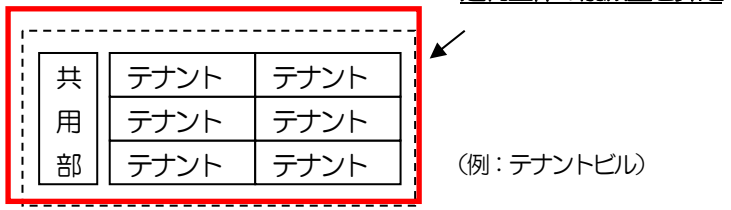

（例：テナントビル）

（２） エネルギー使用量が計量できれば、テナント単位等でも申請可（要同意書）

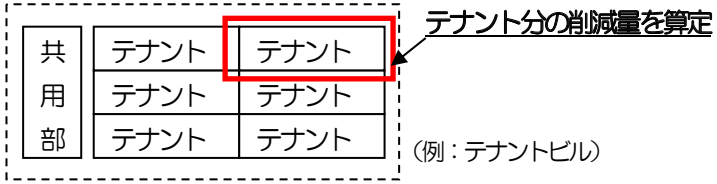

（例：テナントビル）

３ 都内中小クレジットの発行までの手続

○ 事業所範囲の決定
○ 削減量（見込）量の算定

↓

「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書」の提出

- 検証不要
- 削減対策に係る工事の契約の日から、当該工事のしゅん工の予定日の前日から起算して 30 日前までの間に申請※

（詳細は算定ガイドラインを参照）

↓

○ 認定基準に規定する削減対策の実施
○ 認定可能削減量の算定（算定書の作成）

↓

「都内中小クレジット削減量認定申請書」の提出

- 検証が必要
- 算定書の作成、検証、申請は複数年度分まとめて行うことも可能

（詳細は算定ガイドラインを参照）

↓

（一般管理口座の開設手続、など）

↓

「振替可能削減量等発行等申請書」の提出

- 削減量口座簿へ発行の登録

（詳細は排出量取引運用ガイドラインを参照）

３（４５） 排出量取引 ⑥再エネクレジット（全体像）

- ２０２０年までのCO_2削減目標の達成、また、その後の更に大幅削減を可能にするためには、省エネ対策に加え、再生可能エネルギーの利用拡大を進めることが不可欠
- 再生可能エネルギーの利用拡大に向けては、国等においても固定価格買取制度など様々な施策が進められているが、都の総量削減義務制度においても、特に重点的に供給拡大を図る必要のある再生可能エネルギーを優先的に位置づける。

売り手

『環境価値換算量』※1、『グリーンエネルギー証書』※2
『RPS法新エネルギー等電気相当量』※3

※1 東京都の認定を受けた設備で発電されたもの。
※2 平成20年度以降に発行又は発電（熱）されたもの。
※3 平成20年度以降に発行又は発電されたものであって、RPS法上の義務履行に活用されていないものに限る。

取引

買い手

量の制限はなく、必要な量を、削減義務に利用することが可能

＊本制度において再エネクレジットを認めるもの

Ⅰ 太陽光（熱）、風力、地熱、水力（**1,000kW** 以下） → 1.5 倍換算

Ⅱ バイオマス（①バイオマス比率が９５％以上のものに限る。②黒液を除く。） → 1.0倍換算

左記の再生可能エネルギーによる電気の利用の場合、
クレジット（削減量）の量については、以下により換算

(例) 太陽光による発電量 1000kWh の場合
（第２計画期間）

●一般的な場合
1000kWh×
電力の CO_2 排出係数(0.489kgCO_2/kWh)
=489kgCO_2

●都制度において付与する再エネクレジット価値
1000kWh×
電力の CO_2 排出係数(0.489kgCO_2/kWh)×1.5
= 733kgCO_2

＊対象事業所内において発電設備等を導入し、自ら使用している場合の換算方法については、算定ガイドラインを参照

＊「太陽熱」の再エネクレジットについては、当面、グリーン熱証書のみ算定できる。

３（４６） 排出量取引 ⑦再エネクレジット（グリーンエネルギー証書）

- グリーンエネルギー証書の最終所有者である削減義務者は、当該グリーンエネルギー証書の再エネクレジットへの変換（発行申請）が可能
- グリーンエネルギー証書を再エネクレジット化するためには、本制度へ利用するという目的が明確になっている必要がある。

１ グリーンエネルギー証書の再エネクレジット化を申請できる者

○ **特定地球温暖化対象事業所の削減義務者**
○ **グリーンエネルギー証書の最終所有者**※

※原則として、グリーンエネルギー認証機関に届け出た最終所有者を指す。

２ 利用できるグリーンエネルギー証書の使用目的

○ 使用目的が「**東京都環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度への利用**」のように、本制度へ利用することが明確になっているもの※

※2008 年度及び 2009 年度に発行したグリーンエネルギー証書については、使用目的がこれに合致しない場合でも、対象事業所（施設・建物等）への利用として CSR レポート等に報告を行ったものであれば利用可能

３ 利用できるグリーンエネルギー証書の発電・発行期間

○ 直前の削減計画期間から当該削減計画期間までの間が**発行日**となっているグリーンエネルギー証書（第１計画期間では 2008 年度以降に発行されたもの）
○ 直前の削減計画期間から当該削減計画期間までの間に**発電された電力**に由来するグリーンエネルギー証書

＜グリーン電力証書の発電・発行時期と義務履行に利用できる削減計画期間の関係（例）＞

※2015 年４月～2016 年９月末

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	義務履行に利用できる期間
ﾊﾟﾀｰﾝ	削減義務開始前			第１計画期間					整理期間※ 第２計画期間					
①	発電	発行			ｸﾚｼﾞｯﾄ化									第１計画期間
②			発電	発行	ｸﾚｼﾞｯﾄ化									第１、第２計画期間
③								発電	発行 ｸﾚｼﾞｯﾄ化					第１、第２、第３計画期間
④										発電	発行	ｸﾚｼﾞｯﾄ化		第２、第３計画期間

第１計画期間の発電に由来
⇒第１、第２計画期間の義務充当に利用可能

第２計画期間の発行に由来
⇒第２、第３計画期間の義務充当に利用可能

３（４７） 排出量取引 ⑧再エネクレジット（環境価値換算量）

再エネクレジット（環境価値換算量）の発行を受けるには、次の申請を行う必要がある（電力量の認証後、クレジットの発行手続が別途必要）。

- 設備認定の申請・・・・・再生可能エネルギーを利用する設備が基準を満たしていることの認定（登録検証機関による検証が必要）の申請
- 電力量認証の申請・・・・都の認定を受けた設備において発電した電力量の認証（登録検証機関による検証が必要）の申請

１ 再エネクレジット化の対象となる設備認定の申請ができる者

＜原則＞

○ 認定の対象となる設備※の所有者

※設備の場所は、都内・都外を問わない。

他制度において環境価値が認証されている設備は、原則対象外

例）固定価格買取制度において認定された設備等

＜設備の所有者以外でも申請が可能な場合※＞

○ 再生可能エネルギーの環境価値に関する権利が自らに移転している者

○ 自らが申請を行うことに関して設備の所有者から同意を得ている者

２ 電力量認証の申請ができる者

＜原則＞

○ 設備認定の申請者

＜設備認定の申請者でも申請が可能な場合＞

○ １ 設備認定の場合に同じ※

※権利の移転が確認できる書類が必要

３ 再エネクレジット発行までの手続

○ 認証可能電力量の確認方法の計画
○ バイオマス比率の算定方法の計画 等

↓

「再生可能エネルギー設備認定（変更）申請書」の提出

・登録検証機関による検証が必要

↓

○ 電力量のモニタリング
○ バイオマス比率の算定 等

↓

「再生可能エネルギー電力量認証申請書」の提出

・登録検証機関による検証が必要
・電力量のモニタリング、検証、申請は毎年度行う必要がある
（詳細は算定ガイドラインを参照）

↓

（一般管理口座の開設手続、など）

↓

「振替可能削減量等発行等申請書」の提出

・削減量口座簿への発行の登録
（詳細は排出量取引運用ガイドラインを参照）

３（４８） 排出量取引 ⑨再エネクレジット（自家消費の場合）

対象事業所が再生可能エネルギーにより発電した電力量を自家消費した場合、事業者は次の２通りのうちいずれかを選択できる。

- 自家消費した電力量について特定温室効果ガス排出量の算定から除外する。再エネクレジットの発行※は受けない。
- 自家消費した電力量についても特定温室効果ガス排出量を算定する。自家消費した電力量について再エネクレジットの発行※を受ける。

※再エネクレジットの発行に限らず、グリーンエネルギー証書等の仕組みにより環境価値を他へ移転した場合も同様

■再生可能エネルギーにより発電した電力量を自家消費した場合の考え方

対象事業所における再生可能エネルギーにより発電した電力量の自家消費については、特定温室効果ガス排出量の算定から除外した場合、この自家消費分について同時に再エネクレジットを発行することは、再生可能エネルギーが有する環境価値の重複利用となるため、認められない。

⇒自家消費した電力量についても特定温室効果ガス排出量を算定し、自家消費分を再エネクレジットとして発行（又はグリーンエネルギー証書等の仕組みにより環境価値を他へ移転）する場合、他人から供給された電力量に自家消費分を加えた値に、排出係数を乗じて特定温室効果ガス排出量を算定する。

＜太陽光発電に由来する電力量を自家消費した場合＞

○ **2015 年度の太陽光発電実績：1,000 千 kWh（489t-CO_2）**
○ **2015 年度の他人から供給された電力量：10,000 千 kWh（4,890t-CO_2）**

パターン1

- 自家消費した電力量は特定温室効果ガス排出量の算定から除外
- 自家消費した電力量を 0.5 倍した量を再エネクレジットとして発行

○特定温室効果ガス排出量
4,890t-CO_2

○再エネクレジット発行量
244t-CO_2（489t×0.5）

パターン2

- 自家消費した電力量は特定温室効果ガス排出量の算定から除外
- 自家消費した電力量を 0.5 倍した量に排出係数を乗じた量を、特定温室効果ガスの削減量として排出量から控除

○特定温室効果ガス排出量
4,646t-CO_2（4,890t—489t×0.5）

○再エネクレジット発行量
0t-CO_2

パターン3

- 自家消費した電力量についても特定温室効果ガス排出量を算定
- 自家消費した電力量を 1.5 倍した量について再エネクレジットを発行

○特定温室効果ガス排出量
5,379t-CO_2（4,890t+489t）

○再エネクレジット発行量
733t-CO_2（489t-CO2×1.5）

パターン1～3、いずれにおいても、『特定温室効果ガス排出量』－『再エネクレジット発行量』＝**4,646t-CO_2**となる。

３（４９） 排出量取引 ⑩都外クレジット

- 計画的な省エネ投資を全国的に進める企業の対策の効率性を考慮し、都制度の対象事業所と同等規模の都外事業所における、省エネルギー対策による削減量の利用を、都内での削減努力を損なわない範囲で利用を可能とするもの
- 都制度の最大の目的は、都内でのCO_2総量削減を実現することであり、都外の中小規模事業所は、対象外とする。

●都外クレジット（都外削減量）

売り手

【要件】（第２計画期間）
- ●基準年度の年間エネルギー使用量が1,500 kL 以上で、基準排出量が１５万トン以下の都外大規模事業所
- ●当初申請時及び削減量認定申請時に、設備導入対策の実施による基準排出量に対する推計削減率の合計が13%※以上であること。

取引 →

削減義務量の１／３までを上限として、削減義務に利用できる。

買い手

＜削減量の算定方法＞

〇都外クレジットを発行する場合、都内大規模事業所と同様の削減義務がかかっているものとして、削減量（各年度ごとに、基準排出量の25%※を上限とする。）のうち、削減目標率（17%※）を超えた量を、都外クレジットの量とする。

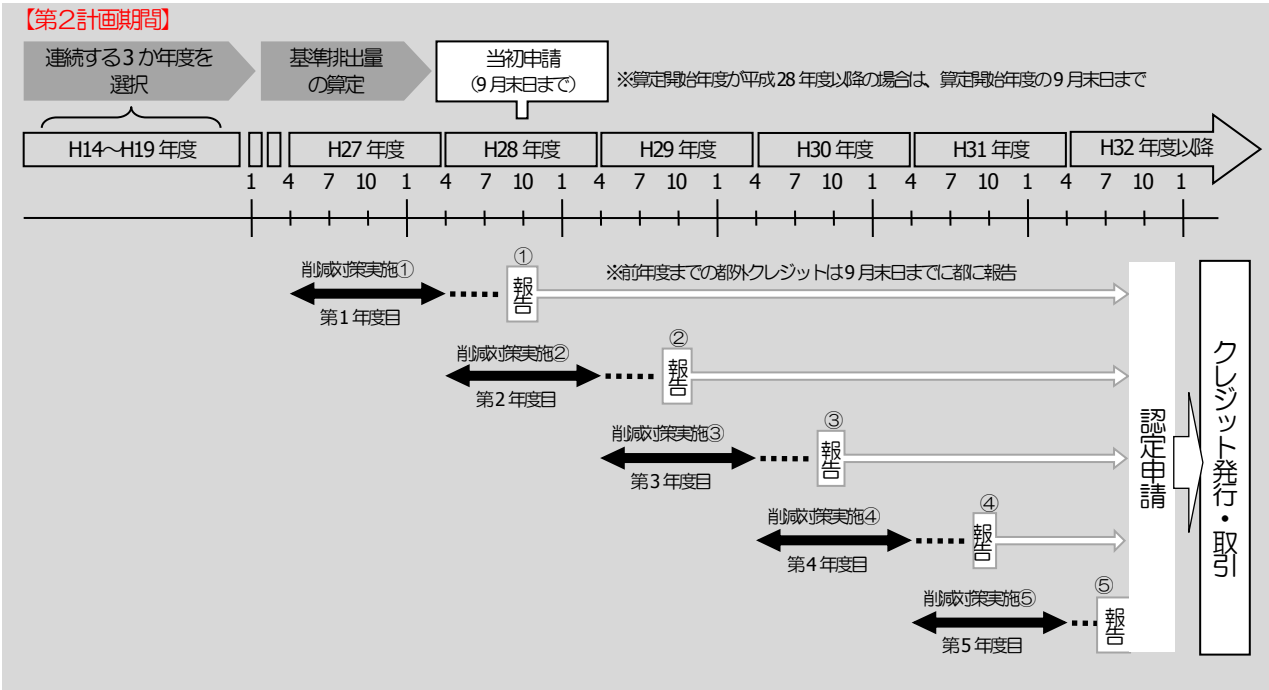

＜クレジットの発行手続＞

〇 ２０１６年9月末日までに当初申請を行い、都の認定を受けることが必要※

〇 毎年度、都外クレジット算定報告書を都に提出（検証機関の検証が必要）

〇 削減量口座簿への発行は、２０２０年度以降（削減量認定申請及び振替可能削減量等発行等申請書の提出を要する）。

※ただし、新規事業所についてはこの限りではない。

３（５０） 排出量取引 ⑪埼玉連携クレジット

埼玉県目標設定型排出量取引制度（以下「埼玉県制度」という。）における次のクレジット等について、都制度の義務履行に利用できる。

- 埼玉県制度の超過削減量は、基準排出量１５万トン以下の事業所で、計画期間を通して目標達成できていると埼玉県が確認した事業所のもの
- 埼玉県制度の県内中小クレジットは、埼玉県から県内クレジットとして発行を受けたもの

同様に、都の超過削減量、中小クレジットも埼玉県制度の目標達成に利用できる。

※なお、都制度と埼玉県制度で同じ削減量を重複して利用はできない。

【利用できるクレジット等の種類】

（１）超過削減量

売り手（埼玉県内事業所）

基準排出量が１５万トンCO_2以下の埼玉県の大規模事業所のうち、**計画期間を通して目標達成（都制度でいう義務履行）できていると埼玉県が確認した事業所**の超過削減量

取引

特に制限なく、必要な量を、削減義務に利用できる。

買い手（都内事業所）

（２）県内中小クレジット

売り手（埼玉県内事業所）

埼玉県の県内中小クレジットとして、埼玉県から発行を受けたもの

取引

特に制限なく、必要な量を、削減義務に利用できる。

買い手（都内事業所）

【利用できないクレジットに関する留意事項】

（１）再エネクレジット

●設備認定の申請は東京都と埼玉県のどちらか一つにのみ可能

※最初に認定申請した自治体での設備認定の廃止後であれば、もう片方の自治体に新たに申請可能

（２）県外削減量（都制度における都外クレジット）

●当初申請は東京都または埼玉県のどちらか一つにのみ可能

（参考）都外クレジットと相互利用可能な埼玉県の超過削減量の比較

要件		都外クレジット（埼玉県以外）	埼玉県事業所の超過削減量のうち、相互利用が可能なもの
売り手	対象事業所	基準年度の年間エネルギー使用量が1,500kL 以上で、基準排出量が 15 万 t-CO_2以下の大規模事業所	同左
	推計削減率の要件	（当初申請時及び削減量認定申請時に）設備導入対策の実施による推計削減率が合計 13%以上であること。	不要（埼玉県の制度対象事業所であるため、同等の対策が実施されているとみなす。）
	クレジットとなる量	17%を超えた削減量（25%上限）	排出削減目標量を超えた削減量（上限なし）（なお、1/2 超の削減量については超過削減量として発行されないのでクレジット対象外）
	事前申請	2016 年９月末までに当初申請が必要	不要（埼玉県制度対象事業所としての各種手続きに従うこと。）
	検証・報告	毎年度、検証を受け算定報告書を都へ提出	検証は2020 年度計画書提出までに受ける。計画書は毎年度埼玉県へ提出（いずれも埼玉県制度対象事業所としての各種手続きに従うこと。）
	取引可能な時期	2020 年度以降	同左※1,2（ただし、事業所自体の目標達成が埼玉県により確認された後）
	運用管理基準の要件	基準年度における地球温暖化対策の推進の程度が運用管理基準に適合していること。	不要（埼玉県の過去の制度により、運用管理基準に適合する程度の対策が取られているとみなす。）
買い手		削減義務量の 1/3 まで利用可	上限なしで利用可

※1 整理期間を待たずに第２計画期間の途中で発行された超過削減量についても、事業所自体の目標達成が確認できた後であれば相互利用が可能

※2 事業活動の廃止等により削減計画期間の終了年度が変更された事業所においては、目標達成が確認できた時点で、その超過削減量は2020 年度を待たずに相互利用が可能

（参考）「キャップ＆トレード制度の首都圏への普及に向けた東京都と埼玉県の連携に関する協定」（2010.9.17 締結）より抜粋

1 東京都と埼玉県はそれぞれの制度に関し、相互に情報を提供し、両都県における相互のクレジット取引を可能にするなど、制度設計及び運営において連携・協力する。

2 東京都と埼玉県は制度連携により得られた成果を首都圏の他の自治体に積極的に発信し、キャップ＆トレード制度の首都圏への波及に向けた取組の拡大を図る。

3 東京都と埼玉県は、国における実効性あるキャップ＆トレード制度の早期実現を目指した取組を進める。

3（51） 排出量取引 ⑫バンキングされた超過削減量等の取扱い

● バンキングされた超過削減量等の取扱いについても、排出係数の見直しの影響を反映するため、2017 年度にバンキングの一斉増量を実施
● 第1計画期間と比較して第2計画期間のCO_2排出係数が大きくなる場合は、その影響を反映するために、超過削減量等のバンキング量に都が規定する倍率を乗じて算定した量を第2計画期間に利用できる量とする。

【第1期のバンキング量】×【倍率】＝【第2期に利用できる量】

■バンキング量に乗ずる倍率（都規定）

	バンキング量に乗ずる倍率（都規定）
超過削減量 都外クレジット	・超過削減量及び都外クレジットを創出した事業所の第1期と第2期の基準排出量比で倍率を設定 $倍率 = \frac{第2期の基準排出量}{第1期の基準排出量}$ ＊各基準排出量からは制度変更に伴う量（高効率コジェネ削減量・小原単位建物の排出量の除外・基準年度二年を一年に変更の導入による変更量）は除く ＊一斉増量の前に移転したバンキング量についても、創出した事業所の倍率を乗ずる。 ＊第一計画期間中に指定取消となった事業所の発行した超過削減量の倍率は1．21とする。
再エネクレジット その他ガス削減量	・第1期と第2期の排出係数比で倍率を設定 $倍率 = \frac{第2期の排出係数}{第1期の排出係数}$ （例）再エネクレジット（太陽光発電）の場合 $倍率 = \frac{第2期の電気の排出係数（0.489）}{第1期の電気の排出係数（0.382）}$ ＊その他ガス削減量のうち、第2期に係数が増加しないものは、増量しない。（例）N_2O、SF_6
都内中小クレジット	・中小規模事業所での手続の簡素化のため一律の倍率（中小規模事業所では電気の使用比率が高い状況を踏まえ、電気の排出係数の比）を設定 $倍率 = \frac{第2期の電気の排出係数（0.489）}{第1期の電気の排出係数（0.382）}$
埼玉連携クレジット	・埼玉県規定の倍率を適用

＜超過削減量、都外クレジットの増量イメージ＞

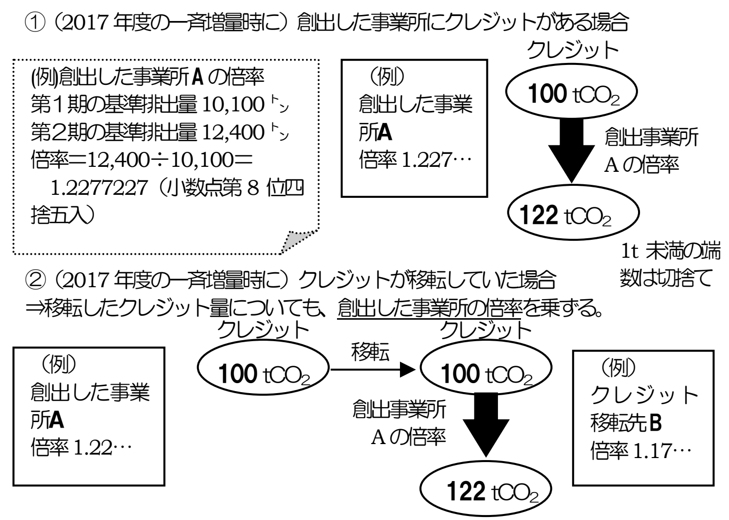

■手続

計画期間	第1計画期間		第2計画期間				
年度	2010～2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
第1計画期間に係る事項	第1計画期間 ◎指定管理口座の開設		整理期間 ★◎計画書提出	義務履行状況を排出量取引システムで確認 義務以上削減の場合は、都へ超過削減量の発行申請 発行された超過削減量は、自動的にバンキング	■バンキングの増量 ※一斉に実施		
第2計画期間に係る事項	第2計画期間の排出係数の公表	■基準排出量の再計算・決定 超過削減量の倍率確定	←－－－－－－－－－	－－－－－－－－－→			

バンキングされた超過削減量は、創出した事業所ごとの超過削減量の倍率を乗じて増量

※増量後のクレジットのシリアル番号は新たに付与されるため増量前と異なる

３（５２） J-クレジットなど国の制度との関係について

- 国内クレジット、試行排出量取引スキーム、JVETS、J-VER、J-クレジットなど国が実施している制度は、罰則を伴う削減義務がない制度なので、それらの制度の中で削減量の価値を移転していても、本制度で算定する排出量、削減量の量には影響しない。
- 将来、削減義務のある制度が国として導入されたときは、制度全体の調整の中で、改めて取り扱いを整理する。

■国内で実施されている排出量取引制度　※削減義務を伴う制度はない。

☆国内クレジット制度とJ-VER制度は発展統合されて2013年度からJ-クレジット制度となりました。

国内クレジット
- 2008年開始
- 大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等が行った二酸化炭素の排出抑制のための取組みによる排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する仕組み

試行排出量取引スキーム
- 2008年開始
- 自主的に参加申請した企業を対象とし、自主行動計画に掲げた削減目標を設定（総量、原単位の選択が可能）

JVETS
- 2005年開始
- 自主的に参加申請した企業を対象
- 総量削減目標の設定

J-VER
- 2008年開始
- 国内排出削減・吸収プロジェクトにより実現された削減・吸収量をオフセット・クレジットとして認証する制度

■注意事項■

- 都内大規模事業所は、自らの事業所に関する国内クレジット等を他へ移転していたとしても、自らの排出量をその分増加するよう算定する必要はない。

- 国内クレジット等で認められた削減量を、そのまま本制度で利用できるわけではない。本制度の算定・検証ルールによる認定が別途必要
  ※削減量の算定・検証ルールが大きく異なっているため

- 再生可能エネルギーの利用に関する環境価値は、国内クレジット、J-VER、RPS法新エネルギー電気相当量等のいずれとも重複利用はできない。

３（５３） 取引価格の高騰防止策

■取引価格の高騰防止に向けた措置

●取引対象となるクレジット等の供給量を増大させる措置を講ずることによって、取引価格の高騰を招かないようにすることが基本

（供給を増大させる措置の例）

都内中小クレジットの供給拡大	CO_2削減対策の促進による超過削減量の創出	太陽エネルギーバンクの活用	中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクトにより創出されたクレジットの活用	首都圏キャップ＆トレード・イニシアティブ～東京都と埼玉県の排出量取引におけるクレジット等の相互利用

●それでもなお、市場におけるクレジット等の供給量が極端に不足し、取引価格が異常に高騰すること等が予見された場合は、オフセットクレジットの発行対象を拡大する。

・発行対象の拡大を決定するに当たっては、専門家委員会での意見聴取などにより、そのプロセスを具体化し、公表していく。
・無条件に発行対象を拡大することはなく、都内中小クレジットとの組み合わせ、利用上限量などの条件を付す。
・新たに拡大して認めるオフセットクレジット（拡大クレジット）の価格がそれまでの市場価格よりも極端に低い場合には、価格差に応じた重み付けを行い、それまでに既にオフセットクレジット等を購入していた者が不利にならないようにする。

⇒クレジット等取得に必要なコストは、既存のクレジット等を用いても、拡大クレジット等を用いても、ほぼ変わらないよう配慮

■不正取引への対応

●一定の行為が不正取引であると疑われる場合、都は、
① 取引参加者等より事情の聴取等を行う。
② 必要に応じて不正取引を行った取引参加者への指導や、その他の取引参加者・指定地球温暖化対策事業者への注意喚起を行う。
③ 悪質な場合は、不正取引を行った取引参加者に対し、条例に基づく罰則等の適用を行う場合がある。

＜条例により罰則等の対象となる行為＞
- 虚偽申請行為又はその申請の内容に係る知事の調査を拒む行為
- その他不正な行為により振替可能削減量の増加の記録を受ける行為

＜法令等における不正取引規制＞
- 特定商取引に関する法律に基づく、訪問販売及び電話勧誘販売を行う業者への迷惑勧誘及び再勧誘の禁止
- 詐欺・脅迫等の一般的に犯罪とみなされる行為

３（５４） 取引価格、都が販売するオフセットクレジット等

■取引価格

●排出量取引は、取引する当事者同士の交渉・合意により、取引するクレジット等の規模や取引価格が決定される。
●したがって、取引価格は、都が関与するものではなく、取引価格に対する上限価格、下限価格等の制約は特に定めない。
●都が参考として公表する価格情報　①都が供給したオフセットクレジットの落札価格
②クレジット等の移転申請書に記載される申告価格（統計処理した情報。個々の申告価格は公表しない。）
③取引価格の査定結果（取引参加者へのヒアリングに基づく標準的な取引における推定価格）

■都が販売するオフセットクレジットについて

＜都が販売する目的＞
●制度開始後の初期段階での排出量取引の円滑な実施、クレジットの需要逼迫時における緩和措置の１つ
＜販売するオフセットクレジット＞
●太陽エネルギーバンク（住宅用太陽エネルギー利用機器の導入支援策に伴い、東京都環境公社へ譲渡される環境価値）を元とするグリーンエネルギー証書（再エネクレジットへ転換可能）
●中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクトに伴い、都へ譲渡される都内中小クレジット
＜販売方法等＞
●都及び東京都環境公社によるオフセットクレジットの販売は、原則として入札方式（均一価格方式）又は固定価格方式で行う。
●固定価格方式の場合の販売価格は、その時点におけるオフセットクレジットの市場価格等を参考に都が定める。

■均一価格方式について

- 入札価格の高い順に、購入希望数量を累計。累計量が販売量を満たす時点の価格を決済価格とする。
- A～Dは、一律の決済価格（図では100）でそれぞれの希望数量を購入する。
- 入札価格が低かったE、Fは購入できない。

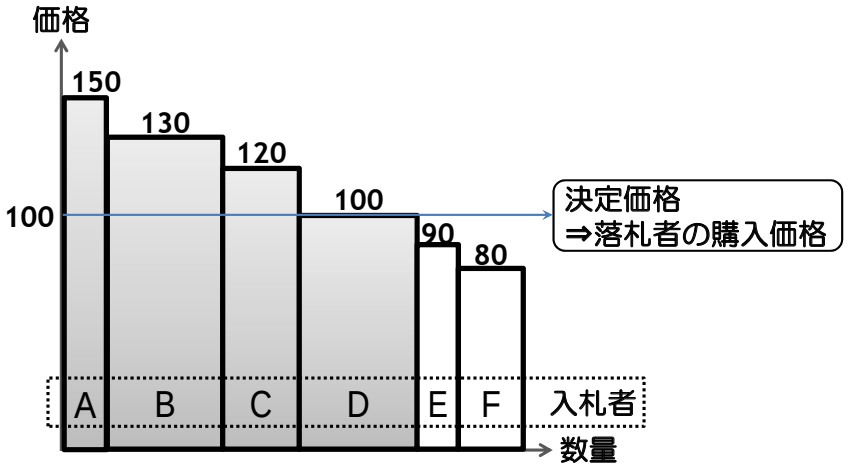

■販売スケジュール等

● 販売を実施する年度における販売スケジュール（時期、回数）、予定販売量については、
⇒ 年度の初めに公表
● 購入を希望する場合の具体的手続き等の詳細
⇒ 販売の都度、購入申請受付の開始１か月前までに公表
※ 販売対象を特定地球温暖化対策事業者のみに限定することや、オフセットクレジットの買占めを防止する趣旨から、１事業者による購入上限量を設定することとする。

３（５５） 削減量口座簿の仕組み ①削減量口座簿の概要、指定管理口座、知事の管理口座

《削減量口座簿とは》

- 取引可能なクレジット等の発行や、そのクレジット等の取引の記録等を管理するための仕組み（電子システム）
- 削減量口座簿の整備、事業者からの申請等に基づく口座簿への入力は、都が行う。
- 削減量口座簿上には、「指定管理口座」、「一般管理口座」、「知事の管理口座」という３種類の口座があり、それぞれの口座が異なる役割を担っている。

取引可能なクレジット等の発行、事業者が所有するクレジット等の管理、取引相手へのクレジット等の受け渡し、保有しているクレジット等の削減義務履行への活用及びクレジット等の無効化等は、すべてこの削減量口座簿上で行われる。

指定地球温暖化対策事業者及び取引参加者は、都が整備した削減量口座簿上に、自らが所有するクレジット等を記録して管理するための口座の開設を受けることが必要。

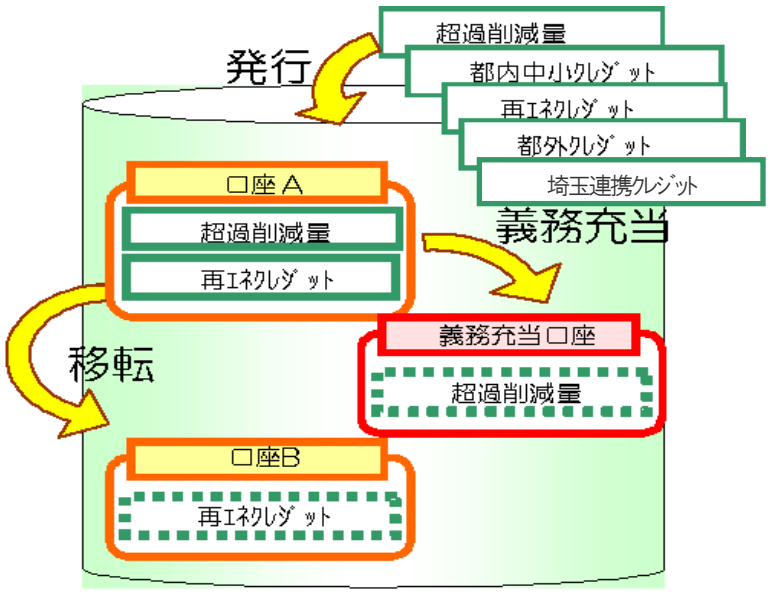

《指定管理口座の特徴》　義務履行に向けた状況を記録する口座
（指定地球温暖化対策事業所ごとに一つ、開設される）

● 口座名義人
・指定地球温暖化対策事業者

● 口座開設のタイミング
平成２８年１０月１日以降、指定地球温暖化対策事業所の指定の際に知事が開設する。

《口座管理者について》

- 指定管理口座については、複数の削減義務者が存在する場合などに、<u>口座管理者を置くことができる。</u>
- 削減義務者の同意があれば、削減義務者以外の者であっても、誰でも口座管理者になることができる。
- 口座管理者は、削減義務者（口座名義人）を代理して、①超過削減量の発行、②一般管理口座への移転、③義務充当、④指定管理口座の登録情報の変更手続などに関する都への申請手続を行うことができる。

《知事の管理口座》　義務履行に向けた状況、クレジット等の無効化等を記録する

３（５６）　削減量口座簿の仕組み　②一般管理口座

● 一般管理口座は、取引対象となるクレジット等の資産について、取引参加者ごとの所有状況を記録する口座（希望者が開設する）

《一般管理口座の特徴》

● **口座開設者**

- 指定地球温暖化対策事業者（法人、個人を問わない）
- 法人（外国法人で国内に事務所、営業所等を有しない者を除く。）
- 次のいずれかに該当する個人
  - 口座管理者
  - オフセットクレジットの発行を受けることができる者
  - 一般管理口座の口座名義人（個人）の相続人

● **口座開設手数料・更新手数料**

- 指定地球温暖化対策事業者、口座管理者は無料
- 上記以外の者の開設手数料は、１口座につき、13,400円（更新手数料は2021年３月決定予定）
  （免除対象；国、地方公共団体、生活保護受給者、特別区民税・市町村税又は所得税非課税者）

● **口座開設上限数**

＜原則＞　指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者は、その者に係る事業所の数まで。
それ以外の取引参加者は一つまで。
＜例外＞　分別管理する必要があるときなど、その必要性に応じて認める。

● **口座開設の申請期限**

特になし

《指定管理口座と一般管理口座の関連付けについて》

✓ 指定管理口座と一般管理口座との間でクレジット等の移転をするためには、指定管理口座と、その口座名義人又は口座管理者が開設を受けた一般管理口座を関連付ける必要がある。

✓ 指定管理口座と一般管理口座との間でクレジット等の移転を希望する者は、一般管理口座の開設時又は開設を受けた後に、指定管理口座との関連付けを都に申請する必要がある。

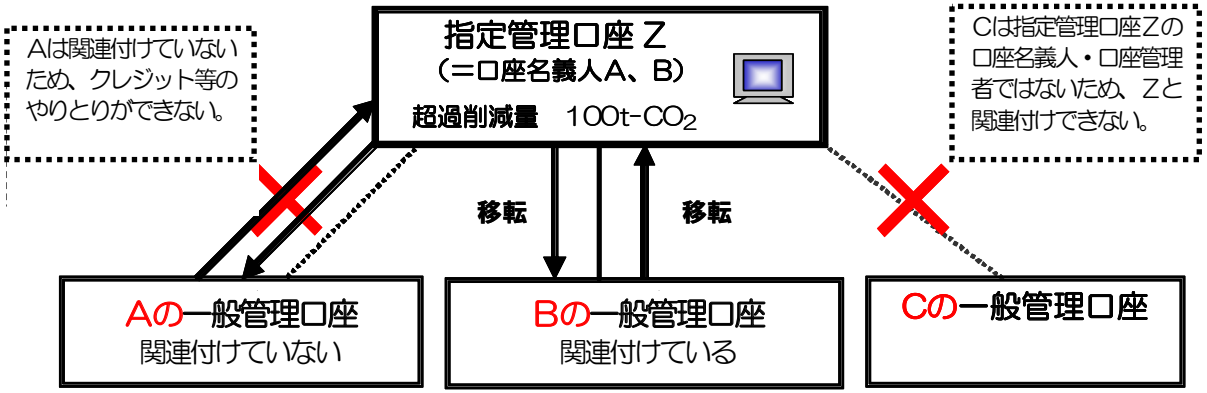

《一般管理口座の更新と廃止》

指定地球温暖化対策事業者及び口座管理者を除く取引参加者が開設している一般管理口座は、第２計画期間の整理期間の終了日まで利用可能。更新期間内（第２計画期間においては、2021年４月から９月末日まで）に更新手続を行うことにより、次の整理期間の末日までは使用可能となる。

更新手続を行わなかった場合においては、その一般管理口座に残存するクレジットは抹消された上で、一般管理口座は廃止される。

３（５７） 削減量口座簿の仕組み ③取引の例

移転のパターン	移転の意味
一般管理口座 ⇒ 一般管理口座	一般的な排出量取引。クレジット等の所有者の記録が変更される。
指定管理口座 ⇒ 一般管理口座	指定管理口座に記録された超過削減量について、義務者の間で所有者を決めるために移転する。
一般管理口座 ⇒ 指定管理口座	事業所の義務を履行するために、まずその事業所の指定管理口座へ移転する。移転されたクレジット等は、移転後遅滞なく、自動的に義務充当口座へ移転されるため、義務充当のための手続は不要。
指定管理口座 ⇒ 指定管理口座	この移転はできない。必ず一般管理口座を経由しなければならない。

《超過削減量の取引の例》

（例）義務者（所有者）が３名いる場合の超過削減量の取扱い

・指定管理口座上では、所有割合は明確化されない（財産権性なし）

・一般管理口座に移転し、記録されたとき、当該義務者の所有物となる（財産権性の発生）

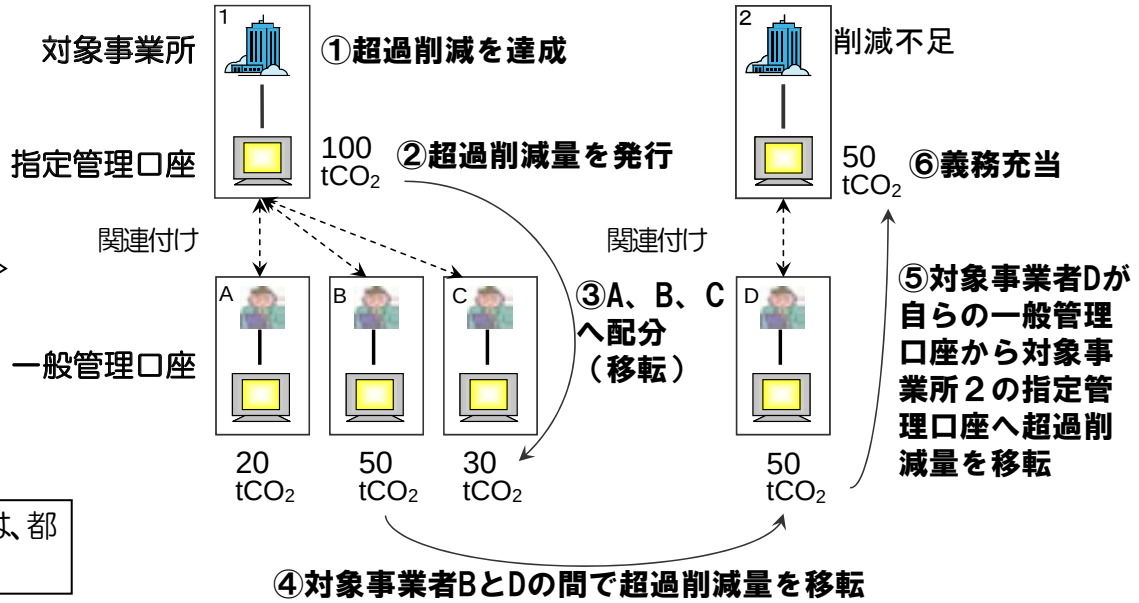

削減義務及び超過削減量の配分の割合については、都は関与せず、当事者間で決定

３（５８） クレジット等の無効化

- 平成 30 年度より、申請により、**クレジット等の無効化（都制度の義務充当に利用できない状態にすること）が可能となった。**
- クレジット等の無効化により当該削減量の環境価値のみを所有者に帰属させることで、カーボンオフセットや CSR 等、**都制度の義務履行以外にも活用することができる。**

■クレジット等の無効化申請に係る諸規定

無効化申請できる者	無効化の対象となるクレジット等が記録されている一般管理口座の名義人
申請期限	無効化対象のクレジット等を義務履行できる削減計画期間の整理期間末まで
無効化できるクレジット等	超過削減クレジット（超過削減量及び都内中小クレジット）
無効化可能量	特に制限なし
無効化指定方法	シリアル番号指定方式（無効化を希望するクレジット等のシリアル番号を指定する。）
必要書類	・振替可能削減量記録移転申請書 ・印鑑証明書（変更があった場合のみ） ・超過削減クレジットの無効化に係る情報の公表について
手数料	無料
注意事項	・無効化の申請は、無効化の目的ごとに行うこと。 ・一度無効化を行ったクレジット等は、取り消して再度義務履行に利用することはできないため、自らの事業所の義務履行の状況及びクレジット等の有効期限を踏まえて、無効化を行う数量等については慎重に検討すること。

■クレジット等の無効化申請手続きの流れ

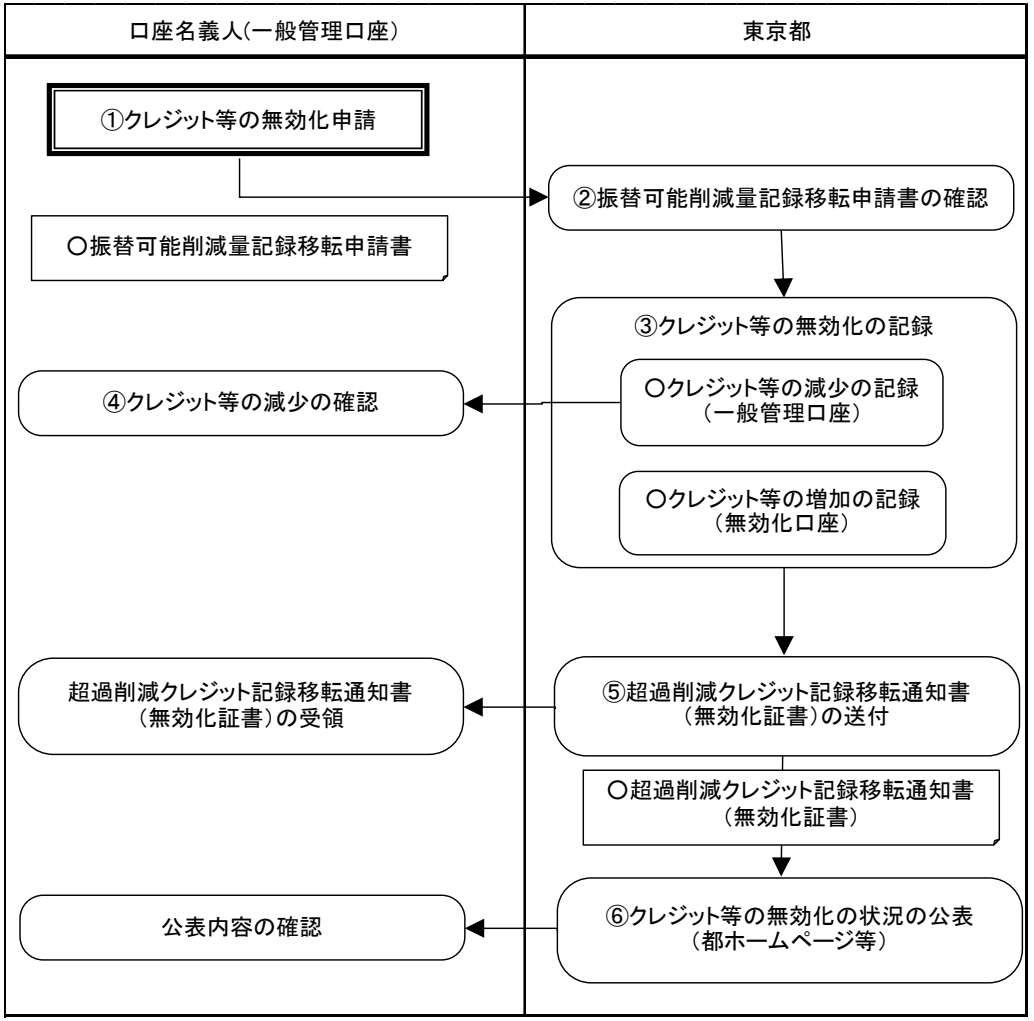

３（５９） 口座の記録事項と公表される情報

《指定管理口座の主な記録事項》

事業所名	基準 排出量	削減 義務量	実績 排出量	移転可能な 超過削減量

《一般管理口座の主な記録事項》

事業所名	所有している超過削減量、 オフセットクレジット

- 超過削減量、オフセットクレジットには、１t -CO_2 ごとに、シリアル番号が付けられる。
- シリアル番号は、地域コード３桁と、１から始まる連番によって構成される。（例：１３０－１２３４　（“１３０“が地域コード））
- シリアル番号を基に、いつ、どのクレジット等が、誰から誰に移転されたか（誰に発行されたか）等の移転履歴も記録される。
- シリアル番号のほか、クレジット等の種類、有効期限等の属性も記録される。

☆口座管理者及び口座名義人は、自らの口座に記録された情報について、インターネットを通じて、参照できる。

《個別証明事項》

- **口座名義人（口座管理者）からの申請に基づき、口座名義人（口座管理者）に対して証明書を発行する事項**

  その口座におけるオフセットクレジット等の保有量、移転履歴（移転日、移転量等）

  ※　これらの情報については、一般には公開しないが、排出量取引の当事者同士の間では必要となることがあるため、口座名義人（口座管理者）本人に対してのみ発行する。口座名義人（口座管理者）は、必要に応じて、取引相手等に対して証明書を提示することができる。

- **手数料**

  １通につき400円

  （免除対象；国、地方公共団体、生活保護受給者、特別区民税・市町村税非課税者、所得税非課税者）

《一般公表事項》

次の事項については、口座名義人に限らず、誰でもインターネットを通じて閲覧することができる。

- 個別の管理口座ごとの情報：【随時更新→】口座名義人の名称、【年１回更新→】基準排出量、削減義務量（率）、排出実績
- 制度全体の情報（都が情報をとりまとめて公表）：【月１回更新→】クレジット等の発行量、発行先（発行先事業者が公表を希望しない場合は、非公表）、全体の取引量・取引件数など、【年１回更新→】全対象事業所の基準排出量、削減義務量、排出実績
- クレジット等の無効化に係る情報（都が情報をとりまとめて公表）：【原則月１回更新→】無効化されたクレジット等の種類ごとの量、シリアル番号、有効期限、無効化申請者の口座番号、口座名義人の名称（口座番号、口座名義人については、申請者が公表を希望しない場合は、非公表）

３（６０） 削減量クレジットの会計処理

■会計処理の取扱い

●第 199 回企業会計基準委員会（平成 22 年４月９日）における審議

企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）は、都の総量削減義務と排出量取引制度に関する会計処理について、次の基本的考え方等を示した。

＜基本的な考え方＞

クレジットの取得、売却時については、実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」で定められている試行排出量取引スキームの会計処理に準じて処理することで問題ないと考えられる。一方、条例に基づく制度であり罰則も伴うことから、場合によっては引当金の計上又は偶発債務の注記の検討が必要となると考えられる。

＜具体的な会計処理＞

1. 削減計画期間中にクレジットを無償取得したとき（都注：超過削減量を発行したとき）

会計処理は行わない（仕訳なし）

2. 無償で取得したクレジットの売却時

売却の対価は仮受金その他の未決算勘定として計上し、５年間通算の目標達成が確実と見込まれた時点で利益に振り替える（又は、目標未達となり費用が発生する場合には、費用の減額に充てる）。

3. クレジットの購入時

（削減義務に使用する目的の場合）「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の取得として処理する。
（第三者に販売する目的の場合）「棚卸資産」の取得として処理する。

4. 引当金の計上

削減目標の未達が見込まれる場合には、一般的な会計基準に従って引当金を計上する。

5. 最終的に削減不足量が確定し、クレジットを充当した場合の処理

有償で取得し資産計上されたクレジットを、一般管理口座から指定管理口座へ移転した時点で費用（「販売費及び一般管理費」など）とする。

6. 偶発債務の注記

重要性がある場合には注記が必要と考えられる。

●都としても、「会計処理に関する基本的考え方」を公表（平成 22 年９月）

排出量取引を行う事業者の実務上の参考とするため、本制度で発生する個別の取引ごとの会計処理の例等を記載したもの。企業会計基準委員会（ASBJ）の見解を基礎とした会計処理の一例を提示するものであって、東京都が新たに会計基準を定めるものではない。

３（６１） 削減量クレジットの税務処理

■総量削減義務と排出量取引制度の税務処理についての東京都からの照会に対する東京国税局の回答

１　超過削減量（クレジット）の取得等に係る取引の税務上の取扱い
（平成２４年６月、東京国税局回答　http://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/bunshokaito/shohi/120611/index.htm）

	削減義務者自らが東京都から発行を受ける場合	他の者から購入する場合
ⅰ　超過削減量（クレジット）を取得した時	【法人税】処理なし（オフバランス） 【消費税】資産の譲渡等に該当しない（処理なし）。	【法人税】取得に要した費用を無形固定資産等として計上する。 【消費税】課税仕入れとなる。（注）個別対応方式を採用している場合、①自社使用のために取得する場合は、削減義務対象事業所の業務･取引内容により用途区分を判定、②第三者への転売目的で取得する場合は、「課税資産の譲渡等にのみ要するもの」に該当する。
ⅱ　自社使用（償却目的による義務充当口座への超過削減量（クレジット）の移転時）		【法人税】「販売費及び一般管理費」等として損金の額に算入する。この場合の損金の額は、移転（償却）時の帳簿価額となる。 【消費税】資産の譲渡等に該当しない（処理なし）。
ⅲ　第三者へ売却した時	【法人税】無形固定資産等の売却として処理する。この場合の譲渡原価は、0（ゼロ）となる。 【消費税】課税売上げとなる。	【法人税】無形固定資産等の売却として処理する。この場合の譲渡原価は、売却時の帳簿価額となる。 【消費税】課税売上げとなる。

２　都内中小クレジット、都外クレジット、再エネクレジット（環境価値換算量）の取得等に係る取引の税務上の取扱い

・　上記、超過削減量（クレジット）の取扱いと同様とする。（平成２４年１０月、東京国税局口頭回答）

３　東京都と公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が連携して実施した住宅用太陽エネルギー利用機器促進事業によるグリーン電力証書を変換した再エネクレジットの取得等に係る取引の税務上の取扱い（平成２４年６月、東京国税局回答）

	グリーン電力証書を活用して再エネクレジットの発行を受ける場合
ⅰ　グリーン電力証書を取得した時（金銭等の支出をした時）	【法人税】グリーン電力証書を取得する際に支出する金銭等の額を仮払金として計上する。 【消費税】処理なし。
ⅱ　東京都から再エネクレジットを取得した時	【法人税】上記ⅰにおける仮払金の額を無形固定資産等として計上する。 【消費税】課税仕入れとなる。（注）個別対応方式を採用している場合、①自社使用のために取得する場合は、削減義務対象事業所の業務･取引内容により用途区分を判定、②第三者への転売目的で取得する場合は、「課税資産の譲渡等にのみ要するもの」に該当する。
ⅲ　自社使用（償却目的による義務充当口座への再エネクレジットの移転時）	【法人税】「販売費及び一般管理費」等として損金の額に算入する。この場合の損金の額は、移転（償却）時の帳簿価額となる。 【消費税】資産の譲渡等に該当しない（処理なし）。
ⅳ　第三者へ売却した時	【法人税】無形固定資産等の売却として処理する。この場合の譲渡原価は、売却時の帳簿価額となる。 【消費税】課税売上げとなる。

(注)本件の排出量取引における取引価格は、第三者間の取引、削減義務者自らが超過削減量（クレジット）を創出するための費用その他経済事情を参酌した適正なものによっていることを前提とします。
個々の納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。

３（６１） 削減量クレジットの税務処理（続き）

■総量削減義務と排出量取引制度の税務処理についての東京都からの照会に対する東京国税局の回答

４　公社以外が販売するグリーン電力証書を変換した再エネクレジットの取得等に係る取引の税務上の取扱い

・都が示した契約書の例及び売買契約手続フローによる取引を行う場合は、３ 公社が販売するグリーン電力証書を変換した再エネクレジットの取扱いと同様とする。（平成２５年３月、東京国税局口頭回答）

○売買契約手続フロー

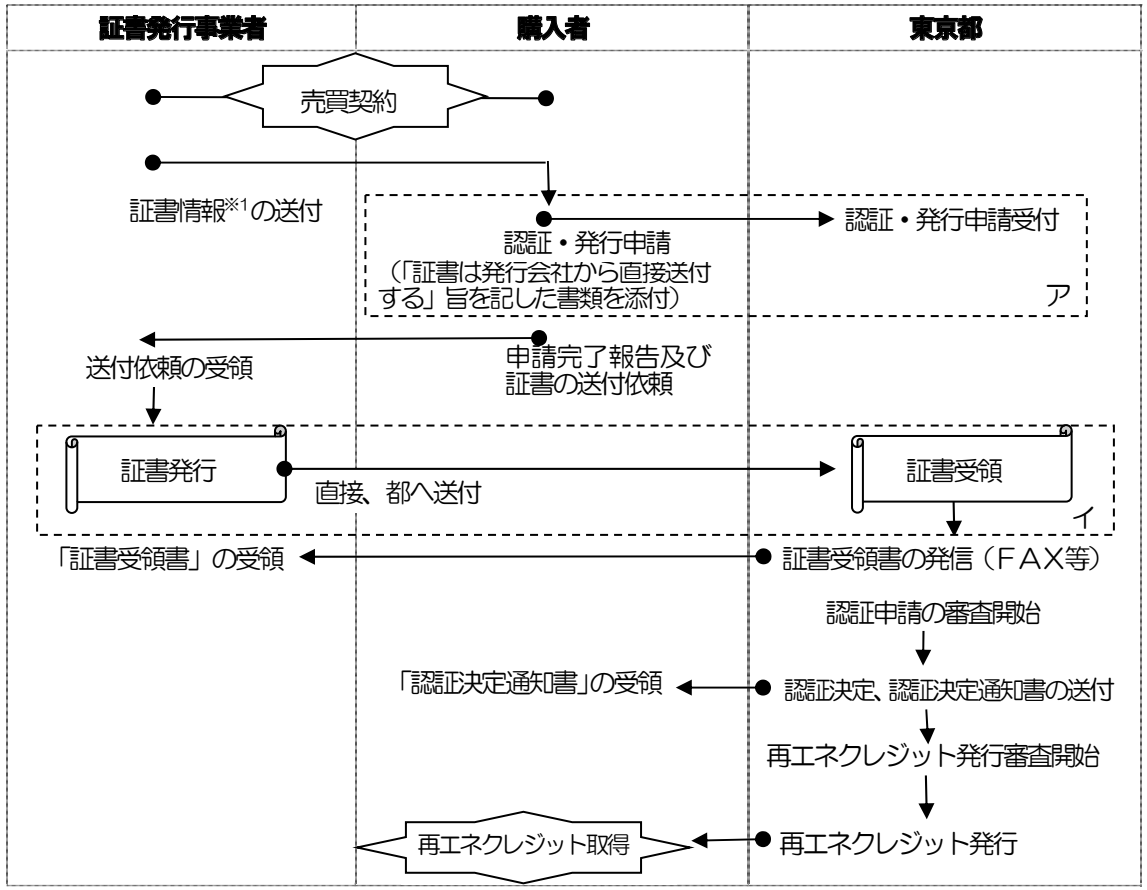

※1　証書情報とは、再生可能エネルギーの種類、シリアル番号、認証発電量等の認証申請に必要な情報を指す。

【手続フローのポイント】

ア　購入者は証書売買契約後、証書が発行されるよりも前に都へ「その他削減量に係る電力等の認証申請書」及び「振替可能削減量等発行等申請書」を提出する。この際には、「証書は、発行会社から都へ送付する」旨を記した添付書類をつける。

イ　発行された証書は、発行事業者から直接都へ送付されるため、証書自体が購入者の手元に渡ることはない。

○契約書の例（抜粋）

（目的）

第1条　本契約は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成１２年東京都条例第２１５号。　以下「条例」という。）に規定される総量削減義務と排出量取引制度に基づき、買主がグリーン電力証書の環境価値を変換した再エネクレジットを取得し、削減義務を履行するため、売主から買主へのグリーン電力証書の譲渡について規定することを目的とするものである。

（グリーン電力証書の譲渡）

第2条　売主は買主に対し、次の条件に基づきグリーン電力証書を譲渡するものとする。

(1) グリーン電力証書として売主が買主に譲渡する電力量（以下「譲渡電力量」という。）は、○○○kWh とする。譲渡電力量の再エネクレジットの量への換算方法は、別紙によるものとする。

(2) 譲渡するグリーン電力証書は削減義務の履行に利用可能なものとし、売主は、平成○年○月○日までに△△△名義で発行し、東京都に送付するものとする。

(3) 売主は、前号のグリーン電力証書を東京都に送付するにあたり、当該グリーン電力証書の記載内容に係るグリーンエネルギー認証センターが発行した設備認定証明書の写し及び電力量認証証明書の写しを、東京都に送付するものとする。

２　買主は、前項により発行されたグリーン電力証書の名義若しくは使用目的を変更し、又はこれを第三者に譲渡することはできないものとする。

（再エネクレジットの取得）

第3条　買主は、本契約に基づき発行されるグリーン電力証書について、平成○年○月○日までに、条例及び再エネクレジット算定ガイドラインに基づき電力量の認証の申請及び振替可能削減量の発行の申請を東京都に対して行うものとし、当該申請の後速やかに、その旨を売主に通知するものとする。

（別紙）

＜譲渡電力量の換算方法について＞

売主が買主へ引き渡すグリーン電力証書に表記された電力量の再エネクレジットの量への換算は、次の計算式によるものとする。

（計算式）

太陽光、風力、地熱又は小水力による発電の場合

再エネクレジット（tCO_2）＝

譲渡電力量(kWh)×電力のCO_2排出係数（tCO_2/千kWh）※ ÷1,000×1.5

(小数点以下切り捨て)

バイオマスによる発電の場合

再エネクレジット（tCO_2）＝

譲渡電力量(kWh)×電力のCO_2排出係数（tCO_2/千kWh）※ ÷1,000×1.0

(小数点以下切り捨て)

※CO_2排出係数は、各削減計画期間ごとに東京都が定める数値

【契約書に必ず記載すべき内容】

✓買主が、都条例に基づきグリーン電力証書の環境価値を再エネクレジット化して取得し、義務に利用することが記されていること。

✓証書が発行事業者から都へ送付される旨が記されていること。

✓譲渡電力量のｔCO_2への換算方法である計算式が記されていること。

３（６２） 各年度の排出量の算定と検証

●「削減義務の履行」「排出量（削減量）取引」を、公正なものとするため、排出量（削減量）の確定行為は重要

対象事業所				東京都	
（毎年度）排出量の算定	＋	「登録検証機関」による検証	⇨ 都へ提出	確認のうえ、事業所の排出量として登録	義務履行状況等の情報公開サイトで公表

■温室効果ガス排出量（年間）の報告フロー

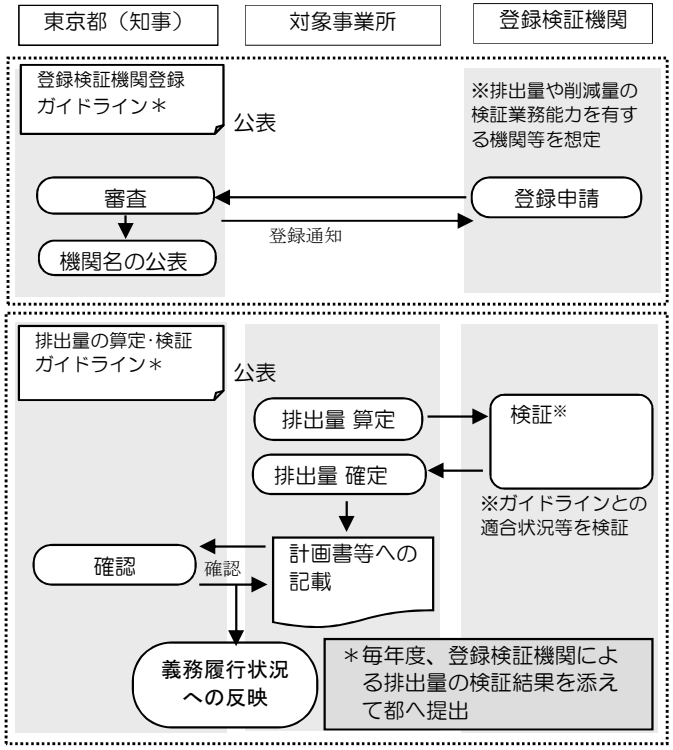

算定の例

◆事業所の年間エネルギー消費量の算定　→年間CO_2排出量へ換算

電気消費量		kWh	→		×	CO_2 排出係数	＝ ［　］トン
ガス消費量		㎥	→	熱量換算			＝ ［　］トン
油の消費量		kℓ	→				＝ ［　］トン
地域冷暖房の使用量		GJ	→				＝ ［　］トン
その他		（単位）	→	熱量換算			＝ ［　］トン

※必ず「登録検証機関」の「検証」を得ることが必要であるもの

総量削減義務の対象となる温室効果ガス
（「特定温室効果ガス」：燃料・熱・電気の使用に伴って排出されるCO_2）

特定温室効果ガス排出量算定･検証ガイドラインを参照

●検証を実施する登録検証機関（検証主任者の要件） 以下の要件＋都の講習会修了

本制度における検証業務、省エネ診断業務、ISO14001審査業務、ISO50001審査業務、CDM有効化審査業務/検証業務、試行排出量取引/国内クレジット／JVETS／JVER／Jクレジット／ASSET検証業務、埼玉県制度における検証業務を、過去３年以内に合計10件以上

登録検証機関のリストは、都環境局ＨＰにて公表

３（６３） 駐車場、倉庫、小学校などの小原単位建物の取扱い

- 複数の建物を有する事業所において、その事業所の主たる事業以外の事業のみに使用されており、かつ、CO_2 排出原単位が一定値以下である比較的小規模な建物（小原単位建物）がある場合は、当該建物の CO_2 排出量を基準排出量及び年度排出量の算定から除外できる（原油換算エネルギー使用量には含める。）。
- 除外する CO_2 排出量は、「エネルギー使用量の実測」又は「小原単位建物における原単位に当該床面積を乗じて推計」での算定

● 小原単位建物の要件

複数の建物を有する事業所であって、次の①から③までの**全ての**要件を満たすこと。（複数建物で要件を満たす場合は、合計で基準排出量 10%以下まで除外可）

要件①　CO_2 排出原単位が 25kg-CO_2/㎡以下である建物

- エネルギー使用量が実測されていること。
- ただし、駐車場、倉庫、小学校など※は、25kg-CO_2/㎡以下であることが一般的であるので、計測必要なし。
- 当該建物において、工事等による CO_2 減など特異的な状況の場合は除く。

要件②　当該建物が、事業所の主たる事業以外の事業に使用されている建物であること。

- 主たる事業とは、当該事業所における事業の中で CO_2 排出量が最も大きな事業
- 事業所の主たる事業に関わる者が使用する駐車場、主たる事業の生産品の倉庫などは、本要件に該当しない。

要件③　当該建物の CO_2 排出量が基準排出量の 10%以下であること。

＜イメージ＞

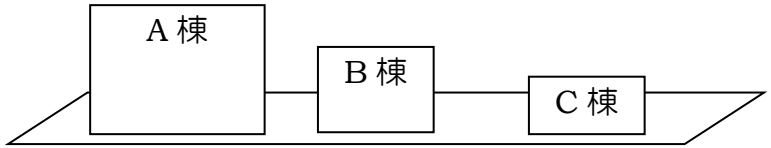

	A 棟	B 棟	C 棟
要件①原単位	83kg-CO_2/㎡	34kg-CO_2/㎡	20kg-CO_2/㎡
要件②事業	主たる事業	主たる事業	・主たる事業以外 ・主たる事業との関連性なし
要件③基準排出量に対する割合	60%	40%	10%
全ての要件	不適合	不適合	適合

● 除外する CO_2 排出量の算定方法

小原単位建物として除外する CO_2 排出量は、次の①又は②の方法で算定。要件確認時に算定し、小原単位建物の床面積の増減がない限り、計画期間中は同じ量を除外する。

ア.　駐車場、倉庫、小学校など※の場合は、25kg-CO_2/㎡に、当該床面積を乗じて算定

イ.　ア以外の場合は、当該建物のエネルギー使用量の実測値から CO_2 排出量を算定（上限 25kg-CO_2/㎡）

● 除外対象及び除外方法

原油換算エネルギー使用量	除外不可 ×	原油換算エネルギー使用量からは除外できないので、指定(特定)地球温暖化対策事業所（年間の原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上）としての義務はこれまで同様
基準排出量 年度排出量	除外可○	除外する場合は、年度排出量だけでなく、基準排出量からも除外しなければならない。

※除外された範囲についても、可能な範囲での削減対策の推進を行うこと。

● 手続

要件の確認は、第２計画期間の基準排出量を決定（改定を含む。）する際に、1 回のみ行う（検証対象外）。

	第１計画期間	第２計画期間	
	… 2014	2015	～2019
2014 年度までに特定地球温暖化対策事業所となった事業所	【要件確認】 基準排出量の再計算の際(計画書提出時)に根拠書類添付のうえ、都に申請	以降、毎年度、年度排出量から除外 ※小原単位建物の床面積の増減がない限り、計画期間中は同じ量を除外する。（除外量は検証対象外）	

2015 年度以降に特定地球温暖化対策事業所となる場合は、基準排出量決定の際に申請

※　駐車場、倉庫、小学校など・・・駐車場、倉庫（換気・照明のエネルギー使用が主であって、保管物の温度管理を常時行っていないものに限る。）、幼稚園、小学校及び中学校又は高等学校

３（６４） 特定計量器の取扱い

● 「第１計画期間の取扱い」
- ✓ 燃料等使用量が、購買伝票等により把握不可能である場合は、取引又は証明に使用可能な計量器での実測把握も可能
- ✓ 2014 年度末までは、取引又は証明に使用可能な計量器ではない計量器による実測把握も可能

● 「第２計画期間以降の取扱い」
- ✓ 2015 年度（第２計画期間）以降は、取引又は証明に使用可能な計量器での実測に限る。
- ✓ やむを得ず、取引又は証明に使用可能な計量器でない計量器で実測する場合は、公平性の観点から、**保守的な算定**とする。
  ※ただし、当該事業所の削減義務開始年度の前年度までは、保守的な算定を行う必要はない。
  なお、保守的な算定の適用範囲外の排出活動に係る燃料等使用量について、特定計量器でない計量器で実測することは認められない。

●保守的な算定（５％増又は減での算定）

①算定すべき排出量の場合：実測値×1.05 を燃料等使用量として排出量を算定
【事例】事業所で使用している電力などのエネルギーを特定計量器以外の計量器で実測する場合
【算定例】実測値が 120,000kWh の場合
120,000kWh×1.05＝126,000kWh をその事業所の燃料等使用量とする。

②除外すべき排出量の場合：実測値×0.95 を燃料等使用量として排出量を除外
【事例】住宅用途や他事業所への供給量を特定計量器以外の計量器で実測する場合
【算定例】住宅用途への電力供給量の実測値が 6,800kWh の場合
6,800kWh×0.95＝6,460kWh をその事業所の燃料等使用量から除外する。

■ **保守的な算定の適用範囲**：算定（又は除外）しなければならない排出量の算定に適用する。一方、算定（又は除外）することができる排出量の算定は、特定計量器で実測されている必要があるため、保守的な算定の適用範囲外となる。

■ **特定計量器が存在しない計量器である場合**：計量法で規定する特定計量器が存在しない計量器（例えば、口径 40 ミリメートルより大きな積算熱量計）である場合は、保守的な算定を行う必要はないが、当該計量器の定期的な保守・校正に努め、より精度の高い計量を行うものとする。

●第２計画期間の取扱い例

○第２計画期間の途中から特定地球温暖化対策事業所になる事業所

特定地球温暖化対策事業所に指定される前の算定年度排出量は、保守的な算定を行う必要はない。

（例）2017 年度から特定、基準排出量は 2014～2016 年度の平均値

第１計画期間					第２計画期間				
2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
―	―	―	―	指定	指定	指定	特定	特定	特定
削減義務開始年度の前年度（2016 年度）までは、特定計量器でない計量器での実測可能（保守的な算定の適用範囲に限る。） 特定計量器でない計量器であっても、保守的な算定の必要はない。							削減義務期間（2017 年度）からは、特定計量器での実測又は保守的な算定		

■ **再エネ電気利用に伴う特ガス削減量の取扱いについて**

- 過去実績を用いて基準排出量を算定する場合、基準排出量の算定年度において、再エネ電気利用に伴う特定温室効果ガス削減量は算定できない。
- 削減計画年度において、再エネ電気を特定温室効果ガスの削減量として算定する場合は、基準排出量の算定期間及び削減計画期間両方において算定する必要がある（基準排出量を排出標準原単位で算定している場合を除く。）。ただし、削減計画期間において新たに特定計量器で実測するようになった場合は、再エネ削減量を算定できる。

３（６５） 登録検証機関（第三者機関）の検証が必要なもの

１　排出量に関する検証

義務※1	時　期	検証の対象	主な検証のポイント	
			事業所の範囲、監視点	エネルギー使用量、CO_2排出量
○	初めて制度の対象になるとき（指定に係る確認書の届出）	対象事業所の規模要件（最大で過去 3 年度分のエネルギー使用量） （2009 年度以降対象となる事業所は過去 1 年分のみ）	• 事業所の範囲が適正であること • 監視点が網羅されていること 図面や現場調査で確認	• エネルギー使用量等の値が伝票等の記録と一致していること　等 電気料金請求書等の購買伝票で確認
○	削減義務開始時（基準排出量の申請）	基準排出量 （基準年度の各年度の特定温室効果ガスの排出量）	• （状況の変更がないか）	• エネルギー使用量等の値が伝票等の記録と一致していること • CO_2排出量への換算に計算誤りがないこと　等
○	毎年度（計画書の提出）	前年度の排出量 （特定温室効果ガスのみ）	• （状況の変更がないか）	• エネルギー使用量等の値が伝票等の記録と一致していること • CO_2排出量への換算に計算誤りがないこと　等
△	その他ガスの削減量を総量削減義務に利用するとき	その他ガス削減量	• その他ガスの排出源の特定 • その他ガスの排出に係る計測が精度の高いものであること	• その他ガスの排出に係る値が計測器、伝票等の記録と一致していること • CO_2排出量への換算に計算誤りがないこと　等

※1　○：提出義務、△：希望者のみ提出

２　優良特定地球温暖化対策事業所の認定に関する検証

義務	時　期	事　項	主な検証のポイント
△	優良事業所として申請するとき	優良事業所の基準に該当すること	• 優良事業所の基準に定める運用対策を実施しているか • 優良事業所の基準に定める設備機器を導入しているか　等

３　クレジット（都内中小クレジット・再エネクレジット（電気等環境価値保有量）・都外クレジット）の認定に関する検証

義務	時　期	事　項	主な検証のポイント
△	削減量の認証、再ｴﾈｸﾚｼﾞｯﾄの設備認定等	クレジット発行基準に該当すること	• 電力量の測定や削減量の把握が適正に行われていること　等

＊「検証に要する費用（料金）」は、それぞれの登録検証機関が設定するものであり、都が公定価格を設定するものではありません。

３（６６） 検証機関の登録要件

● 検証は、排出量等の検証が主な業務であり、検証業務に当たり知事の登録を受けなければならない。

●検証機関の要件

・都内の営業所に登録区分ごとに１人以上の検証主任者を置くこと

・検証業務の管理・精度確保に関する文書を作成すること

・検証業務を行う部門及び、検証業務の管理・精度確保を行う部門を置くこと

●検証主任者の新規登録要件：下記実務経験＋都の新規講習会修了

区分１：基準排出量、毎年度の特定温室効果ガス排出量の検証の場合

本制度における検証業務、省エネ診断業務、ISO14001 審査業務、ISO50001 審査業務、CDM 有効化審査業務/検証業務、試行排出量取引/国内クレジット/JVETS/JVER/J クレジット/ASSET 検証業務、埼玉県制度における検証業務を、過去３年以内に合計１０件以上

区分２：都内中小クレジット、都外クレジットの検証の場合

本制度における検証業務、省エネ診断業務、ISO14001 審査業務、ISO50001 審査業務、CDM 有効化審査業務/検証業務、試行排出量取引/国内クレジット/JVETS/JVER/J クレジット/ASSET 検証業務を、過去３年以内に合計１０件以上、又は、省エネルギー・CO_2 削減に関する診断、コンサルティング又はコミッショニングの業務に１年以上従事

区分３：削減義務の対象とならないその他ガスの削減量を削減義務の履行に充てる場合の検証

本制度における検証業務、ISO14001 審査業務、ISO50001 審査業務、CDM 有効化審査業務/検証業務（エネルギー起源 CO_2 以外のガスの削減プロジェクトに係るもの）、埼玉県制度における検証業務を、過去３年以内に合計３件以上

区分４：再エネクレジットの検証の場合

本制度における検証業務、グリーン電力認証業務、CDM 有効化審査業務/検証業務、国内クレジット/JVER/J クレジット/ASSET 検証業務（再生可能エネルギーの利用を含むプロジェクトに係るもの）、埼玉県制度における検証業務を、過去３年以内に合計１０件以上

区分５、６：トップレベル事業所認定（第一区分）、トップレベル事業所認定（第二区分）の検証の場合

以下の資格を有し、かつ、省エネルギー・CO_2 削減に関する診断、コンサルティング又はコミッショニングの業務に３年以上従事

・エネルギー管理士、設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士（電気電子、機械、衛生工学、総合技術監理（電気電子、機械、衛生工学）

●検証機関のリスト

・登録検証機関のリストは、環境局ＨＰの「登録済の検証機関」のページをご覧ください。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/authority_chief/registered_agency.html

※2013 年度から、登録検証機関評価制度を実施しています。評価制度の詳細については環境局 HP「登録検証機関の評価制度について」のページをご覧ください。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/authority_chief/hyouka/hyouka.html

３（６７） 主な義務と義務違反時の措置　①概要

●所有者等の義務違反については、罰金が科される場合もある。
●テナントの義務違反については、そのテナント事業者への勧告、テナント事業者の違反事実の公表が行われる。

凡例
- 指定(特定)地球温暖化対策事業者の義務
- テナント等事業者の義務
- 特定テナント等事業者の義務

	指定地球温暖化対策事業所 → 特定地球温暖化対策事業所	義務違反時の措置
指定事業所の届出	指定地球温暖化対策事業所の新規・廃止・変更の届出	新規・廃止 → 罰金 25 万円以下 変更 → 科料
総量削減義務	総量削減	措置命令 → 違反事実公表 知事の代行・費用請求 罰金 50 万円以下
	所有者等の削減対策への協力	指導助言 → 勧告 → 違反事実公表
	特定テナント等計画書に基づく対策の推進	指導助言 → 勧告 → 違反事実公表
	基準排出量の決定・変更の申請	罰金 25 万円以下
現状把握と計画作成の義務	温室効果ガス排出量の把握　（特定温室効果ガス排出量は要検証）	（把握しないと計画書を作成できない）
	把握への協力	指導助言 → 勧告 → 違反事実公表
	地球温暖化対策計画書の作成・提出・公表	（提出）罰金 50 万円以下 （公表）勧告 → 違反事実公表
	特定テナント等計画書の作成・提出	勧告 → 違反事実公表
体制整備義務	統括管理者の選任・技術管理者の選任	罰金 15 万円以下
	テナント等事業者との協力推進体制の整備	勧告 → 違反事実公表
	協力推進体制への参画	勧告 → 違反事実公表

３（６８） 主な義務と義務違反時の措置　②総量削減義務違反に対する措置の詳細

●削減義務未達成に対しては、まず、削減不足量に 1.3 倍加算した量を削減するように命令
●その命令にも違反した場合、違反事実の公表、削減不足量に応じた額の支払義務、罰金（上限 50 万円）

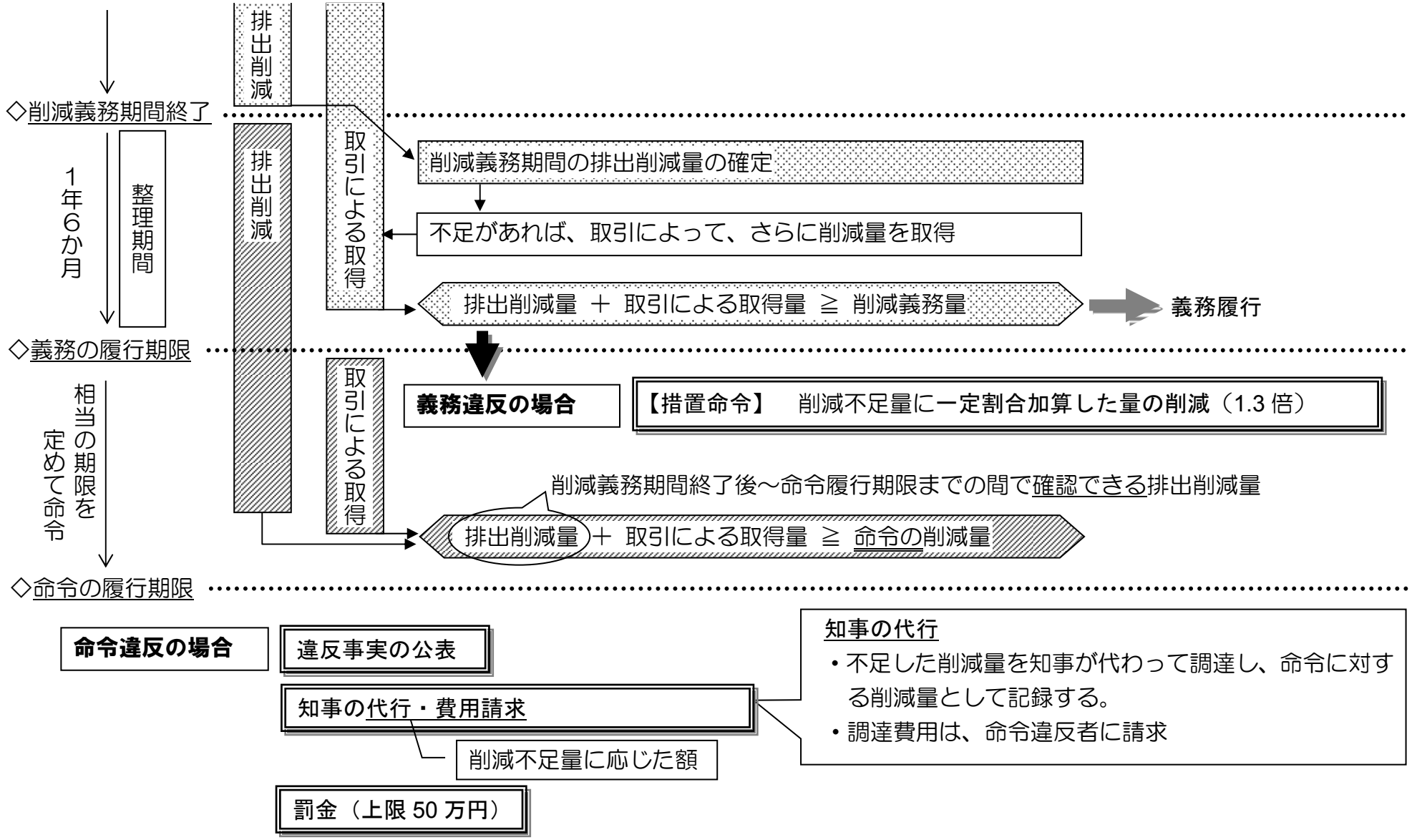

３（６９） テナントビルの取扱いについて　①概要（ビルオーナーとテナント事業者の責務等）

●効果的な温暖化ガス削減の推進のためには、ビルオーナー・テナント事業者双方の取組（協力）が必要
（例）一般にビルの設備改修等はビルオーナーでなければ実施できないが、日常的な省エネルギー活動の推進等はテナント事業者の取組が必要
●ビルオーナーを削減義務者の基本としつつ、その上で、
① 全てのテナント事業者に、オーナーの総量削減義務の履行に協力する義務
② 一定規模以上のテナント事業者（特定テナント等事業者）には、 オーナーの総量削減義務の履行に協力する義務に加えて、テナント事業者として独自に行う対策計画を作成し、ビルオーナーを経由して、東京都へ提出する義務
●都は、必要に応じて、テナント事業者に対して、直接、対策実施に関する指導等を実施
（テナント事業者の協力義務違反に対しては、知事による「勧告」「違反事実の公表」を行うことも規定）
●2014年度より省エネ対策の取組を評価・公表する仕組みを導入。対策項目の取組状況及び温室効果ガスの削減実績を勘案して評価・公表を行う。

■ビルオーナーとテナント等事業者の主な義務

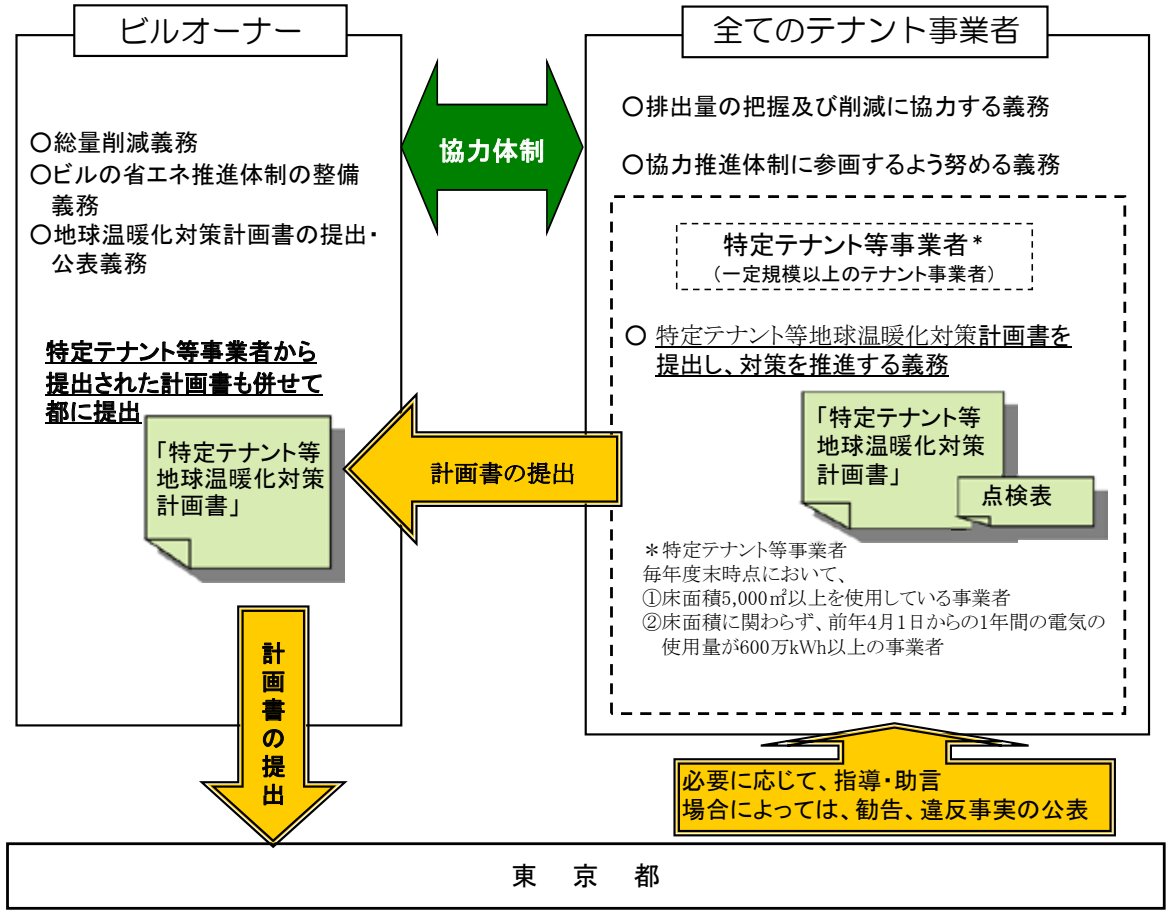

■ビルオーナー

○テナント事業者と協力して地球温暖化対策を推進するための体制を整備する義務（協力推進体制の整備）
○テナント事業者の削減対策推進に有効な情報の提供　など

■全てのテナント事業者　＊ビルオーナーの削減義務履行へ協力する義務

○ビルオーナーが整備した協力推進体制への参画に努める義務（努力義務）
○独自にエネルギー供給会社と契約している場合、ビルオーナーへの当該使用データを提供する義務
○事業所の運用に関する規定を遵守する義務
○テナント側での組織全体としての対策推進体制を整備する義務
○排出量の把握と計画的な対策推進に努める義務（努力義務）

■特定テナント等事業者　＊ビルオーナーの削減義務履行へ協力する義務

上記の「全てのテナント事業者」の役割に加え、
○ビルオーナーが整備した協力推進体制への参画義務
○テナント自身が実施する対策等の計画書（特定テナント等計画書）の作成・提出義務と、当該計画書に基づき対策を推進する義務
○オーナーから共同で削減義務者になることについての申し出があった場合には、協議に応ずるよう努める義務　など

＜協力推進体制とは＞　次に掲げる行動を確保する体制をいう。

●オーナーとテナントが集まり、地球温暖化の対策の推進に関し、現状の確認、対策の周知、課題の提示、改善案の作成等を行う会議の定期的な開催
●オーナーとテナントとは、協議の上、削減義務対象事業所（対象ビル）の運用に係る規程を作成し、当該規程を遵守する。
●オーナーは、テナントごとのエネルギー使用量の把握（推計による把握を含む。）に努め、かつ、当該エネルギー使用量をテナントに通知する。通知を受けたテナントはエネルギー使用量の低減に努める。
●テナントは、独自にエネルギー供給会社と契約している場合、そのエネルギーの使用量に係る情報をオーナーへ提供し、オーナーは事業所全体の温室効果ガス排出量を把握する。

３（７０） テナントビルの取扱いについて　②ビルオーナーとテナント事業者に求められる行動・対策の例

■ビルオーナーに求められる行動・対策の例

■テナント事業者に求められる行動・対策の例

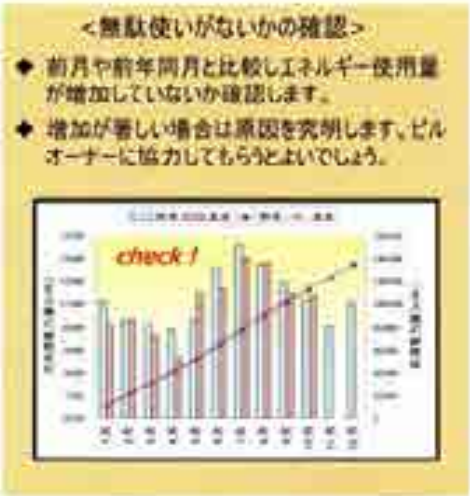

※テナント事業者には、右のような行動・取組も求められます。

・2017年7月にテナント省エネセミナーを開催しました。セミナーの配布資料は次のホームページよりダウンロードできます。テナント事業者への説明、推進体制の強化等にご活用下さい。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/meeting/h29/tenantseminar_17.html

①ビルオーナーが整備した協力推進体制（省エネルギー対策会議等）への参加

②ビルオーナーの総量削減義務履行への協力（日常的な省エネルギー活動の推進等）

- 照明のこまめな消灯
- パソコンや複写機、ＦＡＸなどOA機器について、省電力・待機消費電力少ない機器の活用と、各機器の「省エネモード」機能活用の徹底
- 省電力や発熱が少ないＩＴサーバ等の積極的活用
- OA機器メーカー等から、日常的に実施できる省エネ対策の提案を受けたか否か、それを検討・実施したか否か　など

３（７１） テナントビルの取扱いについて　③テナント事業者と特定テナント事業者の例

●テナントビル対策の目的：効果的な温暖化ガス削減の推進のためには、ビルオーナー・テナント事業者双方の取組（協力）が必要
●このため、テナントビルについては、ビルオーナーを削減義務者の基本としつつ、テナント事業者への一定の義務も規定

■「テナント等事業者」
その指定地球温暖化対策事業所の全部または一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う温室効果ガス排出事業者
＊賃借権その他の権原：賃借権以外の、使用貸借権、地上権、区分所有権なども想定

■「特定テナント等事業者」
指定地球温暖化対策事業所における事業活動に伴う温室効果ガス排出量の相当程度大きな部分を占めるテナント等事業者として規則で定めるもの。
毎年度末時点において、
①床面積5,000㎡以上を使用している事業者
-「床面積の使用」とは、テナント事業者自らが当該床面積を業務として使用（活動）している場合のほか、当該床面積で自ら活動はしていないが当該床面積で使用されている設備の管理運用等を行っている場合を含む。なお、使用面積は、契約上の面積、又は、実質的使用面積など(一定の根拠資料が必要）により判断

②床面積に関わらず、前年4月1日からの1年間の電気の使用量が600万kWh以上の事業者
-「電気の使用量」とは、計量器により計量された使用量のほか、計量器は設置していないが計量器を設置している場合に相当するレベルで当該テナント事業者の電気使用量を推計し算出された量を含む。

■（例）具体的なテナント事業者の捉え方

類型		削減義務者	全てのテナント等事業者	特定テナント等事業者（計画策定義務者）	備考
1	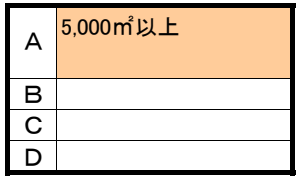 基本パターン① （例）オフィスビル、複合ビル、商業店舗、グループ会社での使用など	ビルオーナー	A，B，C，D	A　使用面積が5,000㎡以上	
2	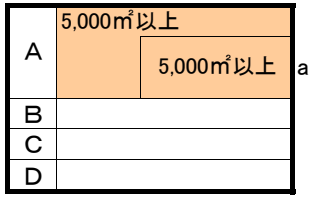 特定テナントAが賃貸契約により使用している床の一部を、孫テナントaが使用している。 （例）オフィスビル、複合ビル、商業店舗、データセンター、グループ会社での使用など	ビルオーナー	A，B，C，D + a	A ＋ a　Aとaとの双方が、それぞれ5,000㎡以上ずつ使用している。	・特定テナントAが、孫テナントaが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、孫テナントaと協力して実施できる対策を、Aとaとの間で検討・協議のうえ、Aとaとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成(Aの計画書はaの面積及び排出量を含む） ・特定テナントAと孫テナントaとの間で、使用する設備や当該設備の管理運用業務等が、それぞれ別々である場合には、Aとaとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成

３（７１） テナントビルの取扱いについて　③テナント事業者と特定テナント事業者の例（続き）

■（例）具体的なテナント事業者の捉え方

類型			削減義務者	全てのテナント等事業者	特定テナント等事業者（計画策定義務者）	備考
3	A：5,000㎡以上（a,b,cの使用面積を除くと5,000㎡未満） a：5,000㎡以上 b：1000㎡ c：1000㎡ B C D	特定テナントＡが賃貸契約により使用している床の一部を、複数の孫テナントが使用している。 （例）複合ビル、商業店舗、データセンター、グループ会社での使用など	ビルオーナー	Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ ＋ a,b,c	（パターン１） Ａ ＋ a （パターン２） aのみ	＜孫テナントの使用面積を除くと、Ａテナントの面積が5,000㎡を下回る場合の取扱い＞ （パターン１）　※基本 ・特定テナントＡが、孫テナントabcが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、孫テナントaと協力して実施できる対策を、Ａとaとの間で検討・協議のうえ、Ａとaとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成(Ａの計画書はabcの面積及び排出量を含む) （パターン２） ・特定テナントＡと孫テナントabcとの間で、使用する設備や当該設備の管理運用業務等が、それぞれ別々である場合には、孫テナントaのみが計画書を作成
4	A：5,000㎡以上（a,b,c,dの使用面積を除くと5,000㎡未満） a：100㎡ b：100㎡ c：100㎡ d：100㎡ B C	特定テナントＡが賃貸契約により使用している床の一部を、複数の孫テナントが使用している。 （例）複合ビル、商業店舗、データセンター、グループ会社での使用など	ビルオーナー	Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ ＋ a,b,c,d	（パターン１） Ａ （パターン２） なし。	＜孫テナントの使用面積を除くと、Ａテナントの面積が5,000㎡を下回る場合の取扱い＞ （パターン１）　※基本 ・特定テナントＡが、孫テナントabcdが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、オーナーが設置する「協力推進体制」のなかで孫テナントabcdにも協力を促しながらＡが計画書を作成(Ａの計画書はabcdの面積及び排出量を含む) （パターン２） ・特定テナントＡと孫テナントabcdとの間で、使用する設備や当該設備の管理運用等が、それぞれ別々である場合には、結果的に特定テナント事業者は存在しないこととなる。
5	A：5,000㎡以上 a：5,000㎡以上 B C D	特定テナントＡが、オーナーと共同の削減義務者になった場合	ビルオーナー ＋ Ａ	Ｂ，Ｃ，Ｄ ＋ a	a	・削減義務者となったＡテナントは、「特定テナント計画書」の提出は必要なし。 ・削減義務者となったＡが、孫テナントaが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、孫テナントaは、削減義務者となったＡとオーナーが設置する「協力推進体制」のなかでＡと協議のうえ、孫テナントaが実施できる対策を検討し、計画書を作成
6	A：600万kWh以上 B C D	基本パターン② （例）オフィスビル、複合ビル、データセンター、商業店舗、グループ会社での使用など	ビルオーナー	Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ	Ａ　使用電力量が600万kWh以上	
7	A：5,000㎡以上 a：600万kWh以上 B C D	特定テナントＡが賃貸契約により使用している床の一部を、孫テナントaが使用している。 （例）データセンターなど	ビルオーナー	Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ ＋ a	Ａ ＋ a　Ａとaとの双方が、特定テナントの要件を満たしている。	・特定テナントＡが、孫テナントaが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、孫テナントaと協力して実施できる対策を、Ａとaとの間で検討・協議のうえ、Ａとaとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成(Ａの計画書はaの面積及び排出量を含む) ・特定テナントＡと孫テナントaとの間で、使用する設備や当該設備の管理運用業務等が、それぞれ別々である場合には、Ａとaとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成

３（７１） テナントビルの取扱いについて　③テナント事業者と特定テナント事業者の例（続き）

■（例）具体的なテナント事業者の捉え方

類型		削減義務者	全てのテナント等事業者	特定テナント等事業者（計画策定義務者）	備考
8	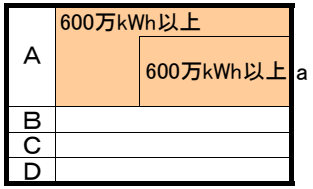 特定テナントＡが賃貸契約により使用している床の一部を、孫テナントaが使用している。 （例）データセンターなど	ビルオーナー	Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ ＋ ａ	Ａ ＋ ａ Ａとａとの双方が、特定テナントの要件を満たしている。	・特定テナントＡが、孫テナントaが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、孫テナントaと協力して実施できる対策を、Ａとａとの間で検討・協議のうえ、Ａとａとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成(Ａの計画書はaの面積及び排出量を含む) ・特定テナントＡと孫テナントaとの間で、使用する設備や当該設備の管理運用業務等が、それぞれ別々である場合には、Ａとａとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成
9	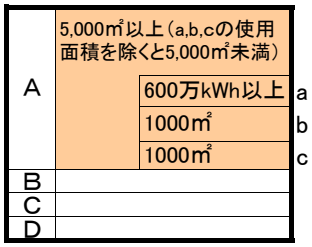 特定テナントＡが賃貸契約により使用している床の一部を、複数の孫テナントが使用している。 （例）商業店舗、データセンターなど	ビルオーナー	Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ ＋ a,b,c	（パターン１） Ａ ＋ ａ （パターン２） aのみ	＜孫テナントの使用面積を除くと、Ａテナントの面積が5,000㎡を下回る場合の取扱い＞ （パターン１）　※基本 ・特定テナントＡが、孫テナントaが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、孫テナントaと協力して実施できる対策を、Ａとａとの間で検討・協議のうえ、Ａとａとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成(Ａの計画書はabcの面積及び排出量を含む) （パターン２） ・特定テナントＡと孫テナントabcとの間で、使用する設備や当該設備の管理運用業務等が、それぞれ別々である場合には、孫テナントaのみが計画書を作成
10	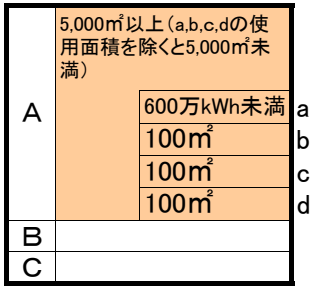 特定テナントＡが賃貸契約により使用している床の一部を、複数の孫テナントが使用している。 （例）商業店舗、データセンター、グループ会社での使用など	ビルオーナー	Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ ＋ a,b,c,d	（パターン１） Ａ （パターン２） なし。	＜孫テナントの使用面積を除くと、Ａテナントの面積が5,000㎡を下回る場合の取扱い＞ （パターン１）　※基本 ・特定テナントＡが、孫テナントabcdが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、オーナーが設置する「協力推進体制」のなかで孫テナントabcdにも協力を促しながら、Ａが計画書を作成(Ａの計画書はabcdの面積及び排出量を含む) （パターン２） ・特定テナントＡと孫テナントabcdとの間で、使用する設備や当該設備の管理運用業務等が、それぞれ別々である場合には、結果的に特定テナント事業者は存在しないこととなる。

※「テナント事業者の捉え方（判断方法）」については、上記に示す事例のほか、さまざまな事例があることが想定されます。
　テナント事業者の捉え方や範囲等についてご相談のある場合は、東京都環境局相談窓口までお問合せください。

３（７２） テナントビルの取扱いについて　④参考（テナントビルにおけるエネルギー消費等）

●テナント事業者が専有して使用する面積におけるエネルギー消費量は、ビル全体のエネルギー消費量の約６割
（レンタブル比[貸室面積/延べ床面積]が52.6%の場合の例。（財）省エネルギーセンターパンフレットより）

●テナントビルのCO_2削減対策を推進するためには、ビルオーナーによる積極的な対策の推進とともに、テナント事業者自身の削減対策の実施などの協力が不可欠

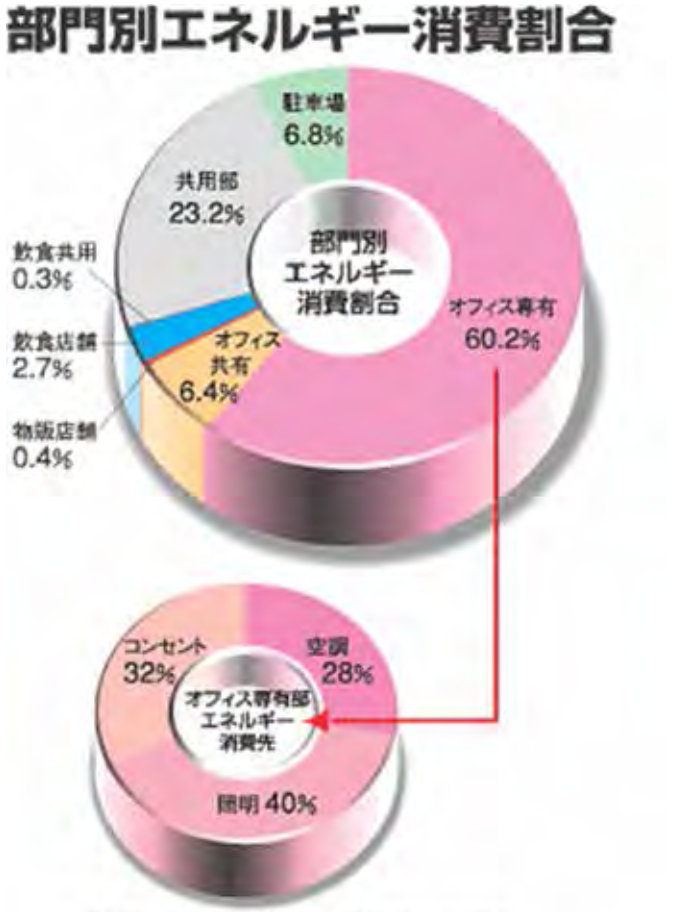

（財）省エネルギーセンターパンフレットより

【参考資料】テナントビルへのアンケート調査結果（概要）

（都内大規模事業所（テナントビル）へのアンケート調査。2007年度東京都環境局調査）

■テナントスペースで使用した電気使用料の課金方法

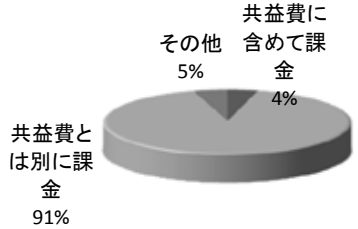

■テナントスペースで使用した空調費の課金方法

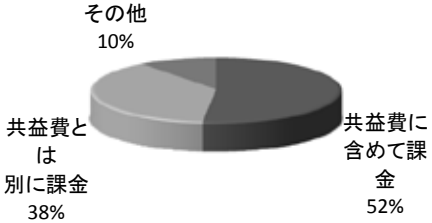

■テナント使用部分の１㎡あたりの電力使用料（円/m^2）の算出

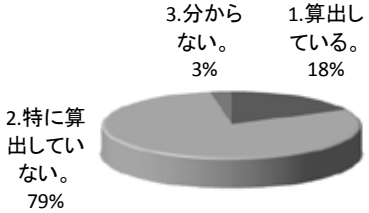

■テナント使用部分の１㎡・１時間あたりの空調費（円/m^2）の算出

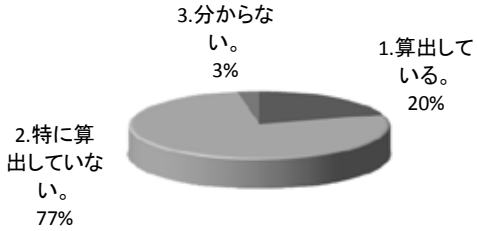

■テナントを含んだビル全体での省エネ推進体制の構築

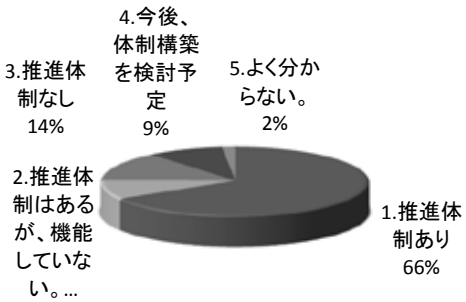

■テナントと連携して省エネを推進する場合の課題

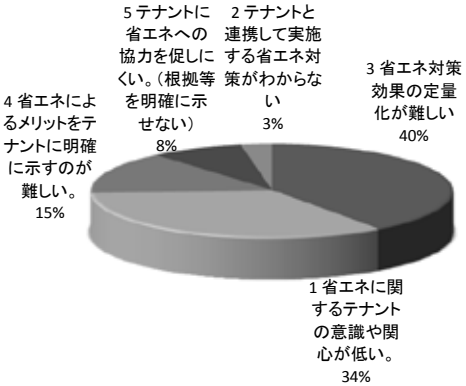

３（７３） テナントビルの取扱いについて　⑤特定テナント等事業者における省エネの取組を評価・公表する仕組み

●平成26年度から導入
● 評価対象事業者
特定テナント等（相当）事業者＝「特定テナント等地球温暖化対策計画書」を提出する事業者
《評価対象外事業者》
- 「特定テナント等地球温暖化対策計画書」提出初年度の事業者
- 「特定テナント等地球温暖化対策計画書」提出２年目で、前年度の排出量が通年実績でない事業者

●評価の考え方
- 特定テナント等地球温暖化対策計画書の内容で評価
- 省エネ対策点検表（最大70点）＋温室効果ガス排出実績（最大30点）＝総合評価
- 総合評価点に応じて6つに評価区分が分かれている。

●評価結果の公表
- 総合評価が「A」以上となった特定テナント等事業者について、優良事業者として東京都環境局ホームページで公表。
- 業種・評価区分ごとに、テナント等事業者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）及び事業所の名称並びに、指定地球温暖化対策事業所の名称及び指定番号が掲載される。※個別の点数公表は行わない。

●評価結果の通知

〔評価イメージ〕

○点検表による評価

・テナント点検表の種類・構成

業種	事務所【30項目】	商業【30項目】	宿泊【30項目】	ﾃﾞｰﾀｾﾝﾀｰ【30項目】
推進体制の整備	12項目	13項目	13項目	6項目
運用・導入対策	18項目	バックヤード事務所 4項目 売場 13項目	バックヤード事務所 4項目 接客エリア 13項目	事務所共用部 5項目 ｻｰﾊﾞｰﾙｰﾑ 19項目

・評価点

【全体（30項目）】　合計点最大 70点
【1項目当たり】　基本 1～3点

	事務所・商業・宿泊	ﾃﾞｰﾀｾﾝﾀｰ
推進体制の整備	30点	15点
運用・導入対策	40点	55点

○排出実績による評価

・評価方法
◆ 基準年度をテナント事業者が設定※し、評価年度の排出実績を対基準年度比の削減率にて評価
※一度決めた基準年度は、翌年度以降変更できない。

・評価点
◆ 特定温室効果ガスの対基準年度比の削減率より、次のように配点

削減率						
20%以上	10%以上～20%未満	10%未満	0%	-10%未満	-10%以上～-20%未満	-20%以上
30点	25点	20点	15点	10点	5点	0点

※ 原単位補正（例外措置）
◆ 対基準年度比で削減率がマイナス（＝排出実績が増加）になった際において、次の条件に該当した場合は、排出実績が増加していないものとみなし、削減率0%として評価する。

○総合評価（評価区分）

S	総合評価点：90点以上	A	総合評価点：60点以上
AAA	総合評価点：80点以上	B	総合評価点：40点以上
AA	総合評価点：70点以上	C	総合評価点：40点未満

３（７４） 計画書等の提出書類一覧

提出書類（名称）	提出者	義務※1	提出条件	提出時期	主な内容	備考
＜指定（特定）地球温暖化対策事業所＞						
指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書	事業所の所有者等	◎	指定地球温暖化対策事業所の指定を受けておらず、かつ前年度のエネルギー使用量が原油換算 1,500kL 以上	10 月末日	・前年度のエネルギー使用量	これらの届出により、指定地球温暖化対策事業者を都が指定する。
所有事業者等届出書	所有者以外の者で義務対象者となる者	△	義務対象者として所有者以外の者を選択するとき	随時	・義務対象者の氏名（名称） ・義務対象者となる理由	
地球温暖化対策計画書	指定地球温暖化対策事業者 （特定地球温暖化対策事業者）	◎	毎年度	いずれか遅い期日 ①11 月末日 ②指定日より 90 日	・削減目標、削減対策の計画・実績 ・推進体制 ・前年度の温室効果ガス排出量 ・総量削減義務の履行状況（義務が開始した事業所のみ）	旧制度の計画書と報告書を統一したもの
特定テナント等地球温暖化対策計画書	特定テナント等事業者	◎	毎年度	11 月末日	・テナント独自の削減対策の計画・実績	所有者等が取りまとめて都へ提出
基準排出量決定申請書	特定地球温暖化対策事業者	◎	削減義務開始時	９月末日	・選択する基準年度 ・算定した基準排出量	
基準排出量変更申請書	特定地球温暖化対策事業者	○	基準排出量を変更するほどの状況の変更があったとき	９月末日	・状況の変更の内容 ・変更後の基準排出量	
事業所区域変更申請書	事業所の所有者等 指定地球温暖化対策事業者 （特定地球温暖化対策事業者）	△	所有の状況等に変更があったとき	変更が生じた年度の翌年度以降、申請年度の９月末日	・事業所範囲の変更の内容	
指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書	指定地球温暖化対策事業者 （特定地球温暖化対策事業者）	○	指定地球温暖化対策事業者の氏名等が変更されたとき	変更が生じた日から 30 日以内	・変更の内容	
指定地球温暖化対策事業者変更届出書	指定地球温暖化対策事業者 （特定地球温暖化対策事業者）	○	指定地球温暖化対策事業所の所有者が変更されたとき	変更が生じた日から 30 日以内	・変更の内容	
前事業者排出量把握申請書	指定地球温暖化対策事業者 （特定地球温暖化対策事業者）	△	所有者が変更された場合で、新所有者が変更前の排出量を把握できないとき	変更が生じた日から 60 日以内	・前所有者の氏名・住所 ・把握できない理由	
前事業者排出量報告書	指定地球温暖化対策事業所の前所有者	○	新所有者より排出量の報告を求められたとき	報告を求められた日から 90 日以内	・所有時の排出量	

※1　◎全員が必ず提出する義務があるもの　○条件に該当するときは必ず提出する義務があるもの　△提出の有無は事業者の希望によるもの

３（７４） 計画書等の提出書類一覧（続き）

提出書類（名称）	提出者	義務※1	提出条件	提出時期	主な内容	備考
指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書	指定地球温暖化対策事業者（特定地球温暖化対策事業者）	○	事業活動の廃止、著しい規模縮小などがあったとき	(事業廃止)30 日以内※休廃止日が4/1～8/31 までの場合、９月末日 (規模縮小)９月末日	・事業廃止、規模縮小の状況	指定・特定→指定相当
＜指定相当地球温暖化対策事業所＞						
指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書	事業所の所有者等	○	指定地球温暖化対策事業所の要件を満たす事業所のうち、中小企業等が1/2 所有する事業所	10 月末	・前年度のエネルギー使用量（検証は不要） ・中小企業等の所有が1/2 以上	指定ではない→指定相当
地球温暖化対策計画書	指定相当地球温暖化対策事業者	◎	毎年度	いずれか遅い期日 ①11 月末日 ②該当確認日より 90 日	・削減目標、削減対策の計画・実績 ・推進体制 ・前年度の温室効果ガス排出量（検証は不要）	
特定テナント等地球温暖化対策計画書	特定テナント等相当事業者	◎	毎年度	11 月末日	・テナント独自の削減対策の計画・実績	所有者等がとりまとめて都へ提出
指定相当地球温暖化対策事業所廃止等届出書	指定相当地球温暖化対策事業者	○	事業活動の廃止、著しい規模縮小などがあったとき	(事業廃止)30 日以内 (規模縮小)11 月末日	・事業廃止、規模縮小の状況	
＜トップレベル事業所等＞						
優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書	特定地球温暖化対策事業者	△	優良事業所の認定を受けることを希望するとき	９月末日	・事業所の対策実施状況	
＜排出量取引＞						
口座管理者登録（登録抹消）申請書	指定地球温暖化対策事業者	△	指定管理口座について、口座管理者の新規登録、変更登録又は登録抹消をしようとするとき	随時	・口座管理者の氏名（名称）	
一般管理口座開設申請書	一般管理口座の開設を受けようとする者	△	一般管理口座を開設したいとき	随時	・口座名義人の氏名（名称） ・クレジットの管理を行う部署等	

３（７４） 計画書等の提出書類一覧（続き）

提出書類（名称）	提出者	義務※1	提出条件	提出時期	主な内容	備考
一般管理口座廃止申請書	一般管理口座の口座名義人	○	一般管理口座が不要となったとき	随時	・廃止したい口座の口座番号	
一般管理口座等に係る関連付け申請書／特定一般管理口座等に係る関連付け解除申請書	一般管理口座の口座名義人	○	指定管理口座と一般管理口座との間でクレジットを移転したいとき／関連付けを解除して移転を中止するとき	随時	・指定管理口座、一般管理口座それぞれの口座番号	関連付け申請は指定管理口座の名義人である場合のみ可能
口座名義人等氏名等変更届出書	指定管理口座の口座名義人若しくは口座管理者又は一般管理口座の口座名義人	○	口座名義人の氏名※2、連絡先等に変更があったとき	変更後、遅滞なく	・変更の内容	
口座簿利用者番号等通知申請書	指定管理口座の口座名義人若しくは口座管理者又は一般管理口座の口座名義人	△	口座簿利用者番号（ユーザーID）又は暗証番号（パスワード）を忘れたとき	随時	・口座簿利用者番号（ユーザーID）又は暗証番号（パスワード）の再通知を希望する旨	
振替可能削減量等発行等申請書	発行先口座の口座名義人又は口座管理者	△	クレジットの発行を受けたいとき	随時	・発行先の口座番号 ・発行クレジットの種類及び量	
振替可能削減量振替申請書	移転元口座の口座名義人又は口座管理者	△	クレジットを移転したいとき	随時	・移転元及び移転先の口座番号 ・移転クレジットの種類及び量	
義務充当申請書	指定管理口座の口座名義人又は口座管理者	△	クレジットを削減義務の履行に充てるとき	随時	・指定管理口座の口座番号 ・充当クレジットの種類及び量	
削減量口座簿記録事項証明書交付申請書	指定管理口座の口座名義人若しくは口座管理者又は一般管理口座の口座名義人	△	指定管理口座又は一般管理口座の記録事項についての証明書が欲しいとき	随時	・証明する口座の口座番号 ・証明を受けたい事項	

※2　指定管理口座の口座名義人（＝指定地球温暖化対策事業者）の氏名の変更については、指定地球温暖化対策事業者変更届出書による届出をすれば、口座名義人等氏名等変更届出書による届出は不要

３（７５） 新築ビル等の取扱いについて　①全体

●対象事業所の規模要件※に該当する新築ビル等については、竣工・稼動後、即、総量削減義務の対象事業所とするのではなく、
対象事業所は、地球温暖化対策計画書を作成、都に提出・公表し運用対策に努める（都は指導・助言等を実施）
※前年度の燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間1,500kL以上
●３か年度（年度途中に使用が開始された事業所は当該年度を除いて3か年度）連続して、エネルギー使用量が原油換算1,500kL以上であれば
「特定地球温暖化対策事業所」に（総量削減義務）

建物の新築・竣工

⇩

1年度間における燃料・熱・電気の使用量が原油換算1,500kℓ以上であれば、「指定地球温暖化対策事業所」に指定　＜A＞

⇩

地球温暖化対策計画書を作成・提出・公表、組織体制整備義務等

⇩

3か年度（年度の途中に使用開始された事業所の場合、その年度を除いて3か年度）連続して、原油換算1,500kℓ以上であれば、「特定地球温暖化対策事業所」に指定　（総量削減義務）　＜C＞

【基準排出量算定の考え方】

①『過去の排出実績に基づく方法』（一定の削減対策の実施を前提として、施設稼動後の実排出量を基準として算定（複数年度の平均排出量に基づき算出））

②『排出標準原単位に基づく方法』（現行制度で蓄積した床面積あたりCO_2排出量のデータ等をもとに、既対象事業所とのバランスを考慮しながら設定）

※①又は②を選択。但し、施設稼動後の適切な対策が講じられていない場合は②の方法で算定
（詳細は3（11）を参照）

※削減計画期間との関係について

・削減計画期間は、第１計画期間（2010-2014）、第２計画期間（2015-2019）と、それぞれ「５年間」としています。

・計画期間中、新たに、総量削減義務の対象事業所として「特定地球温暖化対策事業所」に指定された場合の削減義務量は、削減計画期間中の該当する年度に相当する量で算定されます。

考え方

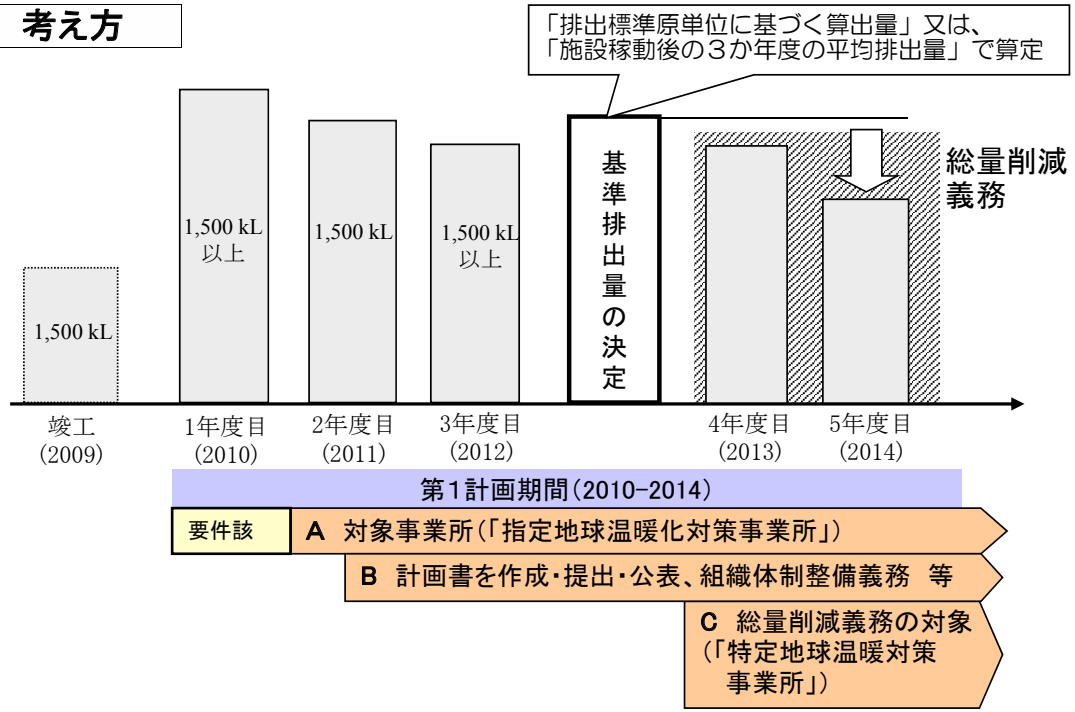

【イメージ】第１計画期間の削減義務率が、▲8%削減であった場合

年度	2010	2011	2012	2013	2014
削減計画期間（第１計画期間）					
削減義務期間					

★2013年度：「特定地球温暖化対策事業所」に指定

〔総量削減義務履行の状態〕
基準排出量：10,000ﾄﾝ/年、
削減義務率：▲８%の場合
⇒２年間の排出量の合計を
18,400トン（9,200ﾄﾝ/年×２年間分）以下に

３（７６） 新築ビル等の取扱いについて　②基準排出量算定までの流れ

新築ビルであり、竣工年は 1 年未満の稼働であったが、竣工年から 1,500kL 以上となった事業所の場合

	①過去の実績排出量に基づく基準排出量	②排出標準原単位を用いた算出値
ガイドライン	● 特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン ● 基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン	● 特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン
竣工		
２年度目	● 指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書の提出（検証を付して）（10 月末） ● 地球温暖化対策計画書の作成（11 月末又は指定地球温暖化対策事業所の指定の日から 90 日を経過した日のいずれか遅い日）・公表	● 同左 ● 同左
３年度目	● 地球温暖化対策計画書の作成（検証を付して）（11 月末）・公表 ● 運用管理基準の適用期間なので運用管理条件を満たすよう努める。	● 同左 ● なし
４年度目	● 地球温暖化対策計画書の作成（検証を付して）（11 月末）・公表 ● 運用管理基準の適用期間なので運用管理条件を満たすよう努める。	● 同左 ● なし
基準排出量の決定申請	● 基準排出量決定申請書等の作成・提出（検証を付して）（９月末） ● 運用管理報告書の提出（9 月末）	● 同左 ● なし
５年度目以降	● 地球温暖化対策計画書の作成・公表（検証を付して）（11 月末） 「特定地球温暖化対策事業所」に指定・・・・＜＜＜総量削減義務＞＞＞	

4 今後の主なスケジュール等（予定）

2018（平成30）年度

	4～9月	10～3月
説明会等	【制度全般】 ■新規管理者等制度講習会（5月15日、17日） ■基準排出量変更申請書の作成に関する説明会（7月10日、11日） ■地球温暖化対策計画書の作成に関する説明会（5月31日、6月1日、4日、5日、12日、7月4日） ■テナント省エネセミナー（9月又は10月開催予定） 【排出量取引関係】 ■排出量取引セミナー＆マッチングフェア2018（5月30日） ■排出量取引説明会（新規担当者向け）（8月1日） 【トップレベル事業所関係】 ■トップレベル事業所等認定に関する説明会（5月24日、25日） ■トップレベル事業所フォーラム（7月下旬）	■新規管理者等制度講習会（10月～11月頃開催予定） ■地球温暖化対策計画書の作成に関する説明会（11月～12月頃開催予定） ■排出量取引セミナー＆マッチングフェア2018（11月～12月頃開催予定）
届出・申請	■トップレベル取組状況報告書の提出　（6月末まで）（該当者のみ） ■基準排出量**決定**の申請（9月末まで）※検証機関の検証を経て提出 ■基準排出量**変更**の申請（9月末まで）※検証機関の検証は不要 ■その他ガス削減量算定報告書の申請　（9月末まで）※検証機関の検証を経て提出 ■トップレベル事業所認定の申請（9月末まで）（希望者のみ）※検証機関の検証を経て提出 ■都外クレジット算定方法等申請書 都外クレジット削減量認定申請書（9月末まで）（該当者のみ）※検証機関の検証を経て提出	■計画書の提出（11月末まで）※検証機関による検証を経て提出 ■特定テナント等計画書の提出（11月末まで）（該当者のみ） ■その他ガスモニタリング計画書の提出（12月末まで）（該当者のみ）※検証機関の検証を経て提出 ■指定に係る確認書の届出（10月末まで）（2017年度実績が初めて1,500kLを超えた事業所のみ対象）※検証機関の検証を経て提出 ■指定相当該当の届出（10月末まで）（2017年度実績が初めて1,500kLを超えた中小企業等が1/2以上所有する事業所のみ対象）※中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認

※改正事項説明会は、下半期に開催予定です。

５（１） 御質問等をお寄せいただく場合の方法等

〔御協力のお願い〕

- 御質問等をお寄せいただく際には、「共通の書式（質問シート）」を御活用いただき、できる限り「メールで御提出」くださいますよう、よろしくお願いいたします。
（ＦＡＸで送信いただくことも可能です。）

- 皆様からいただいた御質問に対する回答は、対象事業所のすべての皆様と広く共有させていただきたいと考えております。

- このため、一般的な御質問等への回答内容は一定のとりまとめのうえ、東京都環境局ホームページ等で、「主な質問への回答（ＦＡＱ）」として掲載させていただく場合があります。
御理解・御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【送付先】　東京都 環境局 地球環境エネルギー部 総量削減課

Ｅメール：**keikakusho@ml.metro.tokyo.jp**

FAX：03(5388)1380

■御質問いただく際の「共通の書式」（質問シート）

下記のシートです。御利用ください。

「総量削減義務と排出量取引制度」に関する質問　送付シート（E-mail用）

送付先　東京都 環境局 地球環境エネルギー部 総量削減課
E-mail:keikakusho@ml.metro.tokyo.jp

●いただいたご質問等への回答は、対象事業所の皆様と広く共有させていただきたいと考えております。
●このため、都にお寄せいただくご質問等への回答内容は　一定のとりまとめのうえ、東京都環境局ホームページ等で、「主な質問への回答（FAQ）」として掲載させていただきます。
●個別にご回答することはご容赦いただきたいと思いますので、ご理解・ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。
●トップレベル事業所に関するご質問は、別途、質問シートを設けておりますので、そちらをご利用ください。

氏名			
事業所名		指定番号※	
所属部署名等			
対象事業所との関係			
連絡先	電話		
	E-mail		

※対象事業所の場合は、指定番号（都が指定する４けたの数字）を御記入ください。

質問①	区分	

5（2）制度の相談窓口の設置について

■「制度の相談窓口」の開設について（事前予約制）

・対象事業所の皆様を対象とした個別相談窓口を開設しています。

・基準排出量決定の申請手続、地球温暖化対策計画書の作成方法、特定テナント対策など、個別のご相談に対応させていただきます。

・本相談窓口をご利用いただく際には、できるだけ多くの皆様に充分な時間でご利用いただけるよう、「事前予約制」とさせていただきます。

皆様の御理解・御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

・**相談窓口の予約方法等につきましては、東京都環境局のHP等をご覧ください。**

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/contact/helpdesk.html

●「相談窓口」設置場所

東京都環境局 地球環境エネルギー部 総量削減課
「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口
〒163-8001 新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
都庁第二本庁舎 20 階南側

５（３） メールマガジンへの登録について

●メールマガジンにご登録いただきますと、ホームページを更新次第、随時情報を配信いたします。

■ 東京都地球温暖化対策情報メールマガジン（次のページより登録ができます）

URL http://www.mag2.com/m/0000195977.html

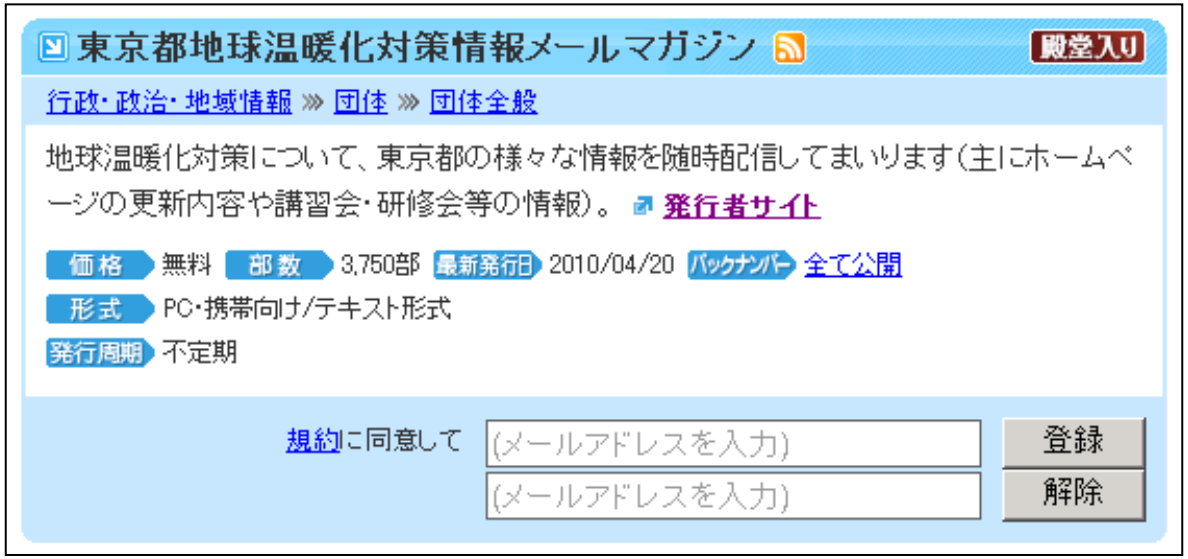

【お知らせ内容】

- ✧ **新制度における新たな説明会の開催情報**
- ✧ **各種規定などの決定事項**
- ✧ **ＦＡＱの更新情報**
- ✧ **「テナント事業者の事例」の追加**

などなど、新着情報をいち早くお届けします！

注意事項

- 『TOKYO 環境局ニュース』(ID:0000182822)は、株式会社まぐまぐのサービスを利用して配信されます。
- 配信の登録をすると、「まぐまぐ」発行のメールマガジン『ウィークリーまぐまぐ』にも併せて登録され、無料で配信されます。当該メールマガジンがご不要の方はお手数ですが、「まぐまぐサイト：http://www.mag2.com/wmag/」、又は、 配信登録後の読者登録完了画面（受信メール本文中）から、ご自分で登録解除をお願いします。
- 配信の遅延・不着に関して、当局は一切の責任を負いません。
- メールマガジンの配信に関する登録／解除の設定は配信希望者自身の意思に基づいて行われるものであり、当局がその手続きを代行することはありません。
- メールマガジン本文以外の内容（「まぐまぐ」からのお知らせや広告など）については、当局は一切の責任を負いません。
- 携帯電話、PHS のメールアドレスは登録できません。